

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年7月26日

【事業年度】 第16期(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

【会社名】 株式会社gumi

【英訳名】 gumi Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川本 寛之

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿四丁目34番7号

【電話番号】 03-5358-5322(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 本吉 誠

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿四丁目34番7号

【電話番号】 03-5358-5322(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 本吉 誠

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2019年4月	2020年4月	2021年4月	2022年4月	2023年4月
売上高 (千円)	21,257,580	19,827,695	18,628,710	18,942,037	16,009,705
経常利益又は経常損失 () (千円)	1,661,464	2,124,637	6,071,130	3,890,047	19,048
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	1,695,686	1,757,456	1,835,657	6,273,694	445,933
包括利益 (千円)	1,778,094	1,321,473	2,044,300	5,929,757	1,267,796
純資産額 (千円)	13,593,627	15,169,892	17,190,437	10,084,362	18,664,143
総資産額 (千円)	21,148,037	20,006,964	25,012,295	18,362,709	26,550,480
1株当たり純資産額 (円)	416.04	470.93	535.17	316.11	459.40
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 () (円)	57.04	58.32	60.73	214.07	13.83
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	57.66	59.73	-	13.05
自己資本比率 (%)	59.2	71.1	64.7	50.2	68.3
自己資本利益率 (%)	-	13.1	12.1	-	3.3
株価収益率 (倍)	-	11.7	21.2	-	52.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,172,620	2,657,936	2,805,637	2,473,028	171,363
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,255,148	3,607,860	2,155,749	398,638	2,346,051
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	403,215	3,037,309	1,919,130	248,456	6,711,872
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	9,898,048	5,833,436	8,492,510	6,302,742	10,564,225
従業員数 (名)	866	852	866	827	798
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	〔14〕	〔15〕	〔10〕	〔9〕	〔21〕

- (注) 1. 第12期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第12期及び第15期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 第12期及び第15期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 従業員数は、正社員のほか契約社員を含み、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、〔 〕内に臨時雇用者(アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間平均人数を外数で記載しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2019年4月	2020年4月	2021年4月	2022年4月	2023年4月
売上高 (千円)	21,217,273	19,823,394	18,493,766	18,764,263	15,899,705
経常利益又は経常損失 () (千円)	930,922	2,051,569	810,755	3,136,148	811,006
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	1,531,196	2,407,659	2,100,650	5,383,066	862,212
資本金 (千円)	9,337,717	9,377,841	9,399,470	9,417,653	13,080,578
発行済株式総数 (株)	31,096,000	31,169,400	31,231,900	31,271,400	39,481,234
純資産額 (千円)	12,897,100	15,156,832	13,038,403	6,479,018	14,653,215
総資産額 (千円)	20,950,394	20,985,423	21,550,699	18,379,528	25,845,344
1株当たり純資産額 (円)	419.73	494.35	420.53	208.91	361.74
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	- (-)	5.00 (-)	5.00 (-)	- (-)	5.00 (-)
1株当たり 当期純利益金額又は 1株当たり 当期純損失金額() (円)	51.51	79.90	69.49	183.68	26.74
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	79.00	-	-	25.24
自己資本比率 (%)	60.3	71.1	59.0	33.2	55.3
自己資本利益率 (%)	-	17.5	-	-	8.5
株価収益率 (倍)	-	8.5	-	-	27.4
配当性向 (%)	-	6.26	-	-	18.70
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	390 〔14〕	390 〔12〕	418 〔9〕	433 〔9〕	446 〔20〕
株主総利回り (比較指標：TOPIX) (%) (%)	61.4 (91.0)	67.6 (82.4)	127.7 (106.8)	54.3 (106.9)	73.6 (115.8)
最高株価 (円)	1,028	944	1,397	1,433	1,110
最低株価 (円)	475	456	654	491	491

- (注) 1. 第12期、第14期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第12期、第14期及び第15期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 第12期、第14期及び第15期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 第12期及び第15期の配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。また、第14期の配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 従業員数は、正社員のほか契約社員を含み、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であり、〔 〕内に臨時雇用者(アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間平均人数を外数で記載しております。
6. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。なお、東京証券取引所の市場区分の見直しにより、2022年4月4日より東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行しております。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社は、2007年6月に東京都渋谷区において携帯電話端末を対象としたエンターテインメントに特化したインターネットコンテンツの提供を目的とする会社として、アットムービー・バイレーツ株式会社の商号で設立しました。沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2007年6月	東京都渋谷区にアットムービー・バイレーツ株式会社を設立。
2008年7月	株式会社gumiに商号変更、本社を東京都目黒区に移転。
2008年8月	ソーシャル・ネットワーキング・サービス「gumi」のオープン化を実施。
2009年8月	株式会社ミクシィが運営する「mixi」へモバイルオンラインゲームの提供を開始。
2009年9月	本社を東京都中野区に移転。
2010年4月	株式会社ディー・エヌ・エーが運営する「Mobage」へモバイルオンラインゲームの提供を開始。
2010年5月	本社を東京都新宿区に移転。
2010年6月	グリー株式会社が運営する「GREE」へモバイルオンラインゲームの提供を開始。
2011年9月	福岡オフィスを福岡県福岡市に設置。
2011年11月	「gumi」プラットフォームサービスを終了。外部プラットフォーム向けコンテンツ提供に特化。
2012年2月	本社を東京都新宿区(現在地)に移転。
2012年4月	海外における開発体制強化のため、gumi Asia Pte. Ltd.(シンガポール)及びgumi America, Inc.(米国)を設立。
2012年6月	投資事業開始のため、株式会社gumi ventures(東京都新宿区)を設立。
2012年7月	海外への投資拠点としてgumi Investment Limited(英国領)を設立。
2013年3月	開発体制強化のため、株式会社gumi venturesが株式会社エイリム(東京都新宿区)を設立。
2013年7月	株式会社エイリムが「ブレイブ フロンティア(日本語版)」をリリース。
2013年11月	「ブレイブ フロンティア(英語版)」をリリース。
2013年12月	株式会社エイリムを子会社化。
2014年4月	アジア圏における開発体制強化のため、台湾谷米數位科技有限公司(台湾)を設立。
2014年9月	東京にgumi ventures 2号投資事業有限責任組合を組成。
2014年10月	「ファントム オブ キル」をリリース。
2014年12月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場。
2015年10月	株式会社エイリムを完全子会社化。 「ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス(日本語版)」をリリース。
2015年12月	Tokyo VR Startups株式会社(現Tokyo XR Startups株式会社)を設立。
2016年1月	「誰ガ為のアルケミスト(日本語版)」をリリース。
2016年2月	海外XR市場への投資を目的としたベンチャーキャピタルファンド「VR FUND,L.P.」に出資。 共同事業者として運営に参画。
2016年4月	「クリスタル オブ リユニオン」をリリース。
2016年6月	「ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス(海外言語版)」をリリース。
2017年6月	簡易新設分割による分社化を行い、株式会社gumi VR(現株式会社gumi X Reality)を設立。
2017年10月	株式会社FgG(東京都新宿区)を設立。
2017年11月	「誰ガ為のアルケミスト(海外言語版)」をリリース。 東京にgumi ventures 3号投資事業有限責任組合を組成。
2018年2月	連結子会社である株式会社gumi venturesを通じ合同会社gumi Cryptos(現合同会社gumi Cryptos Capital)を設立し、gumi Cryptos匿名組合を組成。ブロックチェーン領域への投資を開始。
2018年4月	株式会社グラムス(東京都新宿区)を設立。
2018年5月	ブロックチェーン事業への参入を決定。
2019年5月	株式会社gumi Cryptosを設立。
2019年7月	当社、株式会社gumi ventures及び株式会社gumi X Realityが保有するブロックチェーンに係る事業を吸収分割の手法により株式会社gumi Cryptosに承継。
2019年10月	株式会社gumi X studio(現株式会社gC Games)を設立。
2019年11月	「WAR OF THE VISIONS ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス 幻影戦争(日本語版)」をリリース。 株式会社gumi X Realityが保有するXRコンテンツ開発に係る資産等を吸収分割の手法により株式会社gumi X studioに承継。

年月	概要
2020年3月	「WAR OF THE VISIONS ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス 幻影戦争(海外言語版)」をリリース。
2020年7月	コーポレートガバナンスの一層の強化を図るべく、監査等委員会設置会社に移行。
2021年8月	「乃木坂的フラクタル」をリリース。
2021年9月	gumi Cryptos Capital Fund IIを組成。
2021年10月	「ラグナドール 妖しき皇帝と終焉の夜叉姫」をリリース。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所市場第一部からプライム市場へ移行。
2022年6月	ブロックチェーン領域に係る投資活動の更なる強化を図るべく、gC Incubation Pte. Ltd.(シンガポール)を設立、並びにDecima Fund, LPの組成を決定。 ブロックチェーンゲームの開発及び配信を主たる目的としたgC Games Pte. Ltd.(現gC Games Singapore Pte. Ltd.)(シンガポール)を設立。
2022年12月	SBIホールディングス株式会社及び株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスと資本業務提携契約を締結。
2023年3月	ファンド投資を除くブロックチェーン等事業全般を管掌する新会社として株式会社gC Labsを設立。

3 【事業の内容】

当社グループの主な事業内容とグループを構成している主要各社の位置づけは以下のとおりであります。

なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。また、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

セグメントの名称	主要な事業内容	地域	会社名
モバイルオンラインゲーム事業	モバイルオンラインゲームの開発・運用	国内	株式会社エイリム 株式会社FgG 株式会社グラムス
		海外(アジア)	gumi Asia Pte. Ltd. 台灣谷米數位科技有限公司
メタバース事業	ブロックチェーン及びXRに関するハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ及びサービスの開発並びに投資	国内	株式会社gumi X Reality 株式会社gumi X studio(注)2 Tokyo XR Startups株式会社 株式会社gumi Cryptos 株式会社gC Labs
		海外(欧米)	gumi America, Inc.
		海外(アジア)	gC Games Pte. Ltd.(注)3 gC Incubation Pte. Ltd.

(注) 1. 上記内容は、主要な連結対象会社について記載しております。

2. 株式会社gumi X studioは、2023年5月1日付けで、株式会社gC Gamesに商号変更しております。

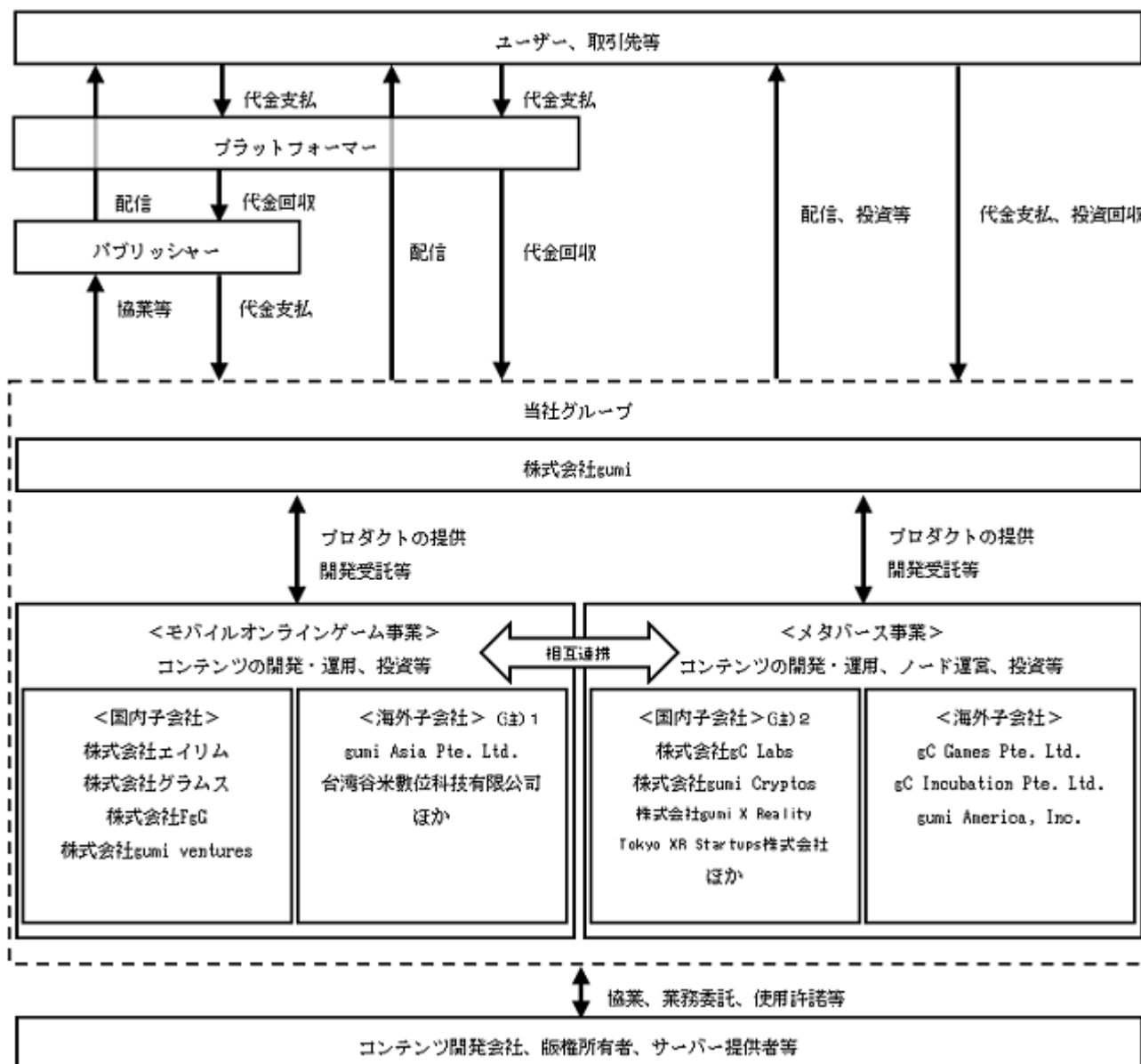
3. gC Games Pte. Ltd.は2023年5月2日付けで、gC Games Singapore Pte. Ltd.に商号変更しております。

〔事業系統図〕

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。

モバイルオンラインゲーム事業は、独自及び協業・業務委託先等との連携を通じたモバイルオンラインゲームの開発・運営並びに業務シナジーを創出されうる事業領域への投資に加え、ファンド出資を通じた投資も行っております。

メタバース事業は、ブロックチェーン領域における独自及び協業・業務委託先等との連携を通じたコンテンツ開発・提供及び複数の有力チェーンにおけるノード運営の推進を行っており、投資については主にファンド出資を通じ、XR領域(VR、AR、MR等)及びブロックチェーン領域における国内・海外の有力企業への投資を実行しております。



(注) 1. 上記以外の海外連結子会社として、他5社があります。
2. 上記以外の国内連結子会社として、株式会社gumi X studio、他1社があります。
3. 株式会社gumi X studioは、2023年5月1日付けで、株式会社gC Gamesに商号変更しております。
4. gC Games Pte. Ltd.は2023年5月2日付けで、gC Games Singapore Pte. Ltd.に商号変更しております。

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
株式会社エイリム	東京都 渋谷区	100,745千円	モバイルオンライン ゲームの開発・運営	100.0	役員の兼任2名 業務委託取引
株式会社FgG	東京都 新宿区	10,000千円	同上	100.0	役員の兼任1名 業務委託取引
株式会社グラムス	東京都 新宿区	10,000千円	同上	100.0	役員の兼任2名 従業員の出向あり 業務委託取引
gumi Asia Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール市	2,000千 シンガポールドル	同上	100.0	役員の兼任1名 従業員の出向あり 業務委託取引
台湾谷米數位科技 有限公司	台湾 台北市	10,000千台湾ドル	同上	100.0	役員の兼任1名 業務委託取引
株式会社gumi ventures	東京都 新宿区	159,350千円	投資事業及び ファンドの運営	100.0	役員の兼任2名
株式会社gumi X Reality	東京都 新宿区	100,000千円	XRに関するハードウェ ア、ソフトウェア及び コンテンツの開発並び にXRに係る投資	100.0	役員の兼任2名
Tokyo XR Startups 株式会社	東京都 新宿区	42,500千円	XR技術を活用したプロ ダクト開発を行うス タートアップへの支援 等	100.0 (100.0)	役員の兼任2名
株式会社gumi X studio (注4)	東京都 新宿区	500千円	XRに関するハードウェ ア、ソフトウェア及び コンテンツの開発	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
gumi America, Inc.	アメリカ カリフォルニア州	11,005千米ドル	XRに係る投資	100.0 (100.0)	役員の兼任1名 従業員の出向あり 業務委託取引
株式会社gumi Cryptos	東京都 新宿区	10,000千円	ブロックチェーンに関 するソフトウェア及び コンテンツの開発並び にブロックチェーンに 係る投資	100.0	役員の兼任2名
株式会社gC Labs	福岡県 福岡市 博多区	10,000千円	投資領域を除くプロッ クチェーン領域全般の 管掌	100.0	役員の兼任1名
gC Games Pte. Ltd. (注5)	シンガポール シンガポール市	100千 シンガポールドル	ブロックチェーンゲー ムの開発・配信並びに サービスの提供	100.0	役員の兼任1名
gC Incubation Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール市	250千 シンガポールドル	ブロックチェーン及び 暗号資産領域への投資	100.0	役員の兼任1名
その他6社					

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 株式会社エイリム、株式会社グラムス、株式会社gumi ventures及びgumi America, Inc.は、特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. 株式会社gumi X studioは、2023年5月1日付けで、株式会社gC Gamesに商号変更しております。

5. gC Games Pte. Ltd.は2023年5月2日付けで、gC Games Singapore Pte. Ltd.に商号変更しております。

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
VR Fund, L.P.	アメリカ デラウェア州	39,662千米ドル	XRに係る投資	33.3 (33.3)	-
合同会社gumi Cryptos Capital	東京都 新宿区	5,000千円	ブロックチェーン技術を用いたサービス等を提供する企業への投資	42.9 (42.9)	-
gumi Cryptos Capital Fund II Parallel, LP	ケイマン諸島	6,010千米ドル	ブロックチェーン技術を用いたサービス等を提供する企業への投資	33.3 (33.3)	-
その他3社					

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

(3) その他の関係会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
SBIホールディングス株式会社(注1)	東京都 港区	139,272百万円	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	被所有 22.3	資本業務提携

(注) 1. 有価証券報告書を提出しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数
モバイルオンラインゲーム事業	680 (12)
メタバース事業	86 (1)
全社(共通)	32 (8)
合計	798 (21)

(注) 1. 従業員数は従業員(正社員のほか契約社員を含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員)であり、()内に臨時雇用者(アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門及び技術部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2023年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
446 (20)	35歳4ヶ月	4年3ヶ月	5,582

セグメントの名称	従業員数
モバイルオンラインゲーム事業	375 (11)
メタバース事業	39 (1)
全社(共通)	32 (8)
合計	446 (20)

(注) 1. 従業員数は従業員(正社員のほか契約社員を含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員)であり、()内に臨時雇用者(アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門及び技術部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男女労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

2023年4月30日現在

管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	正規雇用労働者	非正規従業員
5.3	0.0	77.0	76.7	96.0

(注) 1. 管理職に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の差異は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規程に基づき算出しております。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当該連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、企業理念「Wow the World!(すべての人々に感動を)」のもと、当社が起点となり世界中にWow!(“Wow”、“和を”、“輪を”)を提供すべく取り組んでおります。そして、その実現に向け、社員一人ひとりが忘れてはいけない精神として「One Step Beyond(First to Try, First to Fail, First to Recover)」を掲げております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループではROEを重視しつつ、当社グループの企業価値を高めていくことが重要であると考えていることから、売上高、営業利益、経常利益、税引前当期純利益を重要な経営指標として事業推進を行ってまいります。

(3) 経営戦略等

2024年4月期より報告セグメントを「モバイルオンラインゲーム事業」「ブロックチェーン等事業」に変更していることから、当該2事業における経営戦略を記載しております。

モバイルオンラインゲーム事業に関しては、成熟化した市況を踏まえ、今後はよりリスクを抑制しつつ事業推進を図ってまいります。

具体的には、開発ポートフォリオについては、今後はIPタイトルを中心として構築していく方針であり、オリジナルタイトルについても開発投資は継続するものの、事業シナジーのある企業との共同開発や製作委員会方式等の事業スキームを推進のうえ、開発を行ってまいります。

加えて、安定収益モデルとなる受託開発への取り組みも更に強化するなど、高リスク型から低リスク型のゲーム開発に戦略をシフトしていくことで、安定的な収益の創出を目指してまいります。

ブロックチェーン等事業に関しては、今後急成長が見込まれる市況において、当社の優位性を存分に活用し積極的な事業展開を行ってまいります。

具体的には、ゲームを主体とするエンターテインメント領域については、モバイルオンラインゲーム事業で培ったノウハウの活用による自社開発でのゲームタイトルの配信に加え、有力企業への出資や協業等を通じ、様々なゲームに当社が携わる体制を構築しつつ、ヒットタイトルの創出を目指してまいります。

金融領域においては、ファンド投資やノード運用を通じて培った知見を活用のうえ事業化を図っていく方針であり、当社が有するトークンの運用ノウハウの活用によるアセットマネジメントビジネスの確立や、ブロックチェーン関連サービスのプラットフォーム化等を推進しつつ、投資事業についてもさらに強化していく事で、当社の収益を下支えするようなビジネスを構築していく方針です。

(4) 経営環境

モバイルオンラインゲーム事業においては、市場のレッドオーシャン化に伴う開発費や運用費の高騰により年々参入障壁が高くなり、資金余力のないプレイヤーの淘汰が続いております。一方、成熟市場ながらも市場規模は引き続き大きく、当社グループが有する強みをしっかりと活用のうえ事業展開を行っていくことで、同市場における企業成長の余地は十分にあると考えております。

ブロックチェーン等事業においては、目下市場は急成長を遂げており、ブロックチェーン技術の活用によりこれまで体験し得なかった様々なサービスが構築されていくと考えております。当社グループでは、他社に先駆けブロックチェーン事業に参入したことにより、様々な競争優位性を有していることから、同市場において大きく企業成長できる余地があると考えております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

ゲームのポートフォリオ最適化

当社グループは、モバイルオンラインゲーム及びブロックチェーンゲームの開発において、それぞれの事業環境を踏まえた適切な事業展開を図る必要があると考えております。

モバイルオンラインゲームの開発にあたっては、競争が激化している環境下において、リスクとリターンバランスを踏まえた最適なポートフォリオの構築が必要不可欠であると考えております。そのため、今後は他社有力IPを用いた新規タイトルの開発を中心とし、オリジナルタイトルについてはこれまで以上にタイトルを厳選のうえ、協業や制作委員会等の事業スキームも活用することで、リスクを分散できる体制を構築してまいります。加えて、開発受託案件の獲得も推進するなど様々な取り組みを通じ、事業の安定的な成長に向けて取り組んでまいります。

一方、ブロックチェーンゲームの開発にあたっては、将来の市場成長を見据え積極的に経営資源を投下していく必要があると考えております。そのため、モバイルオンラインゲームの開発で培った豊富な経験やナレッジを活用した自社での開発に加え、出資や協業、共同開発等を戦略的に実行することで、有力なブロックチェーン企業との友好的パートナーシップを構築しつつ、ブロックチェーンゲームならではの最適な型を早期に見出すことで、ヒットタイトルの量産を目指してまいります。

海外市場への展開

当社グループは、これまでに複数のゲームコンテンツを海外展開してきたノウハウを最大限活用し、収益力の強化を図ることが重要な課題であると考えております。これまで、自社開発の有力ゲームの海外展開を中心として取り組んでおりましたが、今後は他社の有力ゲームの海外展開等も推進することで、収益軸の拡大を目指し取り組んでまいります。

コンテンツに依存しない収益基盤の拡大

当社グループは、現在ゲームコンテンツの配信による売上が収益の大半を占めておりますが、今後の経営基盤の安定を図るためには、ボラティリティの低い事業を着実に成長させ、確固たる収益基盤として確立していく必要があると考えております。そのため、特にブロックチェーン領域にて、市場黎明期からの参入により獲得した多様なノウハウやネットワークを活用した、様々な事業やサービスを展開していく事で、コンテンツに依存しない収益基盤の更なる拡大を図ってまいります。

コーポレートブランドの強化

当社グループのビジョン実現のためには、継続的にユーザーから支持されるサービスを提供していくことに加え、多くのユーザーに愛着を持っていただける会社となることが必要不可欠であると考えております。そのため、ステークホルダーに対する適切な情報開示と、積極的な広報活動及びCSR活動を推進していくことで、当社グループのコーポレートブランドの向上を図ってまいります。

ユーザー獲得の強化

当社グループは、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数の増加が、業績拡大のための重要な課題であると考えております。当社グループでは、テレビ、インターネット等の媒体を含む各種メディアへの広告出稿及びイベント等を通じたユーザー獲得施策を継続的に実施しておりますが、過大な広告出稿はユーザー獲得単価の高騰につながると考えております。従って当社グループでは、ゲームコンテンツ毎の広告出稿に関する費用対効果を分析、把握した上で、今後も積極的かつ効果的な手法による広告出稿を実施し、ユーザー獲得の強化を図ってまいります。

システム技術・インフラの強化

当社グループが提供するゲームコンテンツは、スマートフォン・タブレット端末等を通じインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働及びスマートフォン・タブレット端末の技術革新への適切な対応が重要な課題であると考えております。従って、当社グループではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及び専門的な人員の確保に努めるとともに、必要に応じて他社が提供するサービスを利用しながら、技術革新にも迅速に対応できる開発体制作りに努めてまいります。

優秀な人材の確保

当社グループは、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると考えております。そのため、積極的な採用活動を通じて、当社グループの企業風土に合った国内・海外の人材の採用・登用に努めるとともに、従業員の勤続年数等の段階に応じた教育プログラムを体系的に実施することにより、各人のスキル向上を図ってまいります。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、事業拡大に応じた「業務の適正を確保するための体制」の強化を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

消費者の安全性の確保

当社グループは、モバイルオンラインゲーム領域、ブロックチェーン領域及びXR領域（VR、AR、MR等）をとりまく環境が大きく変化する中で、当社が提供しているコンテンツをユーザーが安心安全に利用できる環境を整備することが重要な課題であると考えております。そのため、モバイルオンラインゲーム領域においては、一般社団法人日本オンラインゲーム協会に加盟し、消費者保護の観点から業界各社との連携や情報交換を図っております。あわせて、「資金決済に関する法律」等の各種法令や、監督官庁の指針、ガイドライン等による規制を遵守することで、健全な環境の整備に努めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)サステナビリティに関する考え方

当社グループは企業理念である「Wow the World!（すべての人に感動を）」のもと、事業活動を通じ、環境問題や社会課題の解決に向けた取り組みを推進してまいります。当社グループが優先的に取り組むべき課題として4つのマテリアリティを重要なテーマとして設定いたしました。本マテリアリティに沿って、サステナブルな企業成長、サステナブルな社会の実現を目指してまいります。

マテリアリティ -Materiality-

【環境負荷低減による持続的な社会の実現】

当社は事業活動を通じ、環境負荷の低減や社会への貢献へ取り組み、持続的な社会の実現を目指します。

【次世代育成による持続的な企業成長】

次世代の社員が、より成長・活躍ができる職場環境と教育環境を整え、社員の成長を促し、当社の持続的な企業成長に寄与させます。

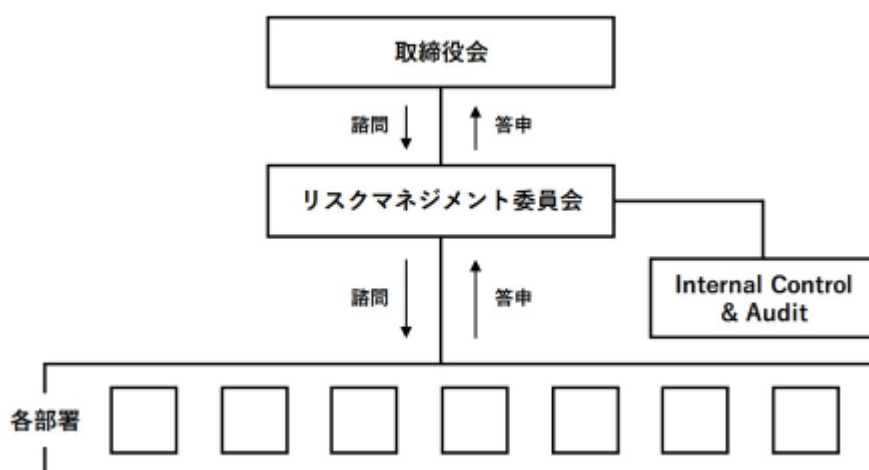
【わくわくと働ける持続可能なライフスタイルの促進】

社員がわくわくと働ける職場環境をつくり、当社で働く社員のロイヤルティ向上を追求していきます。また、わくわくと社員が働くことで、持続可能なライフスタイルを促進します。

【信頼性・透明性の高い経営の実現】

社会に必要とされ続ける企業として、持続可能な経営、持続可能な社会を目指し、信頼性・透明性の高い経営を実施していきます。

(2)ガバナンス



当社グループは、当社企業集団の全リスクを統括して管理する最高機関として、取締役会の諮問機関にリスクマネジメント委員会を設置しております。

・委員会の構成

当委員会は、委員長である代表取締役の下、取締役、Legal部長及び各部長、加えて社外の弁護士等から構成され、Internal Control & Auditが委員会の事務を務めております。

・委員会の役割

当委員会は原則四半期に1回以上開催され、様々なサステナビリティや気候変動に関する課題を議題として取り上げ、適宜取締役会等上位の会議体に対し提言や問題提起を求められています。

具体的には下記のとおりであります。

当社グループのリスクの洗い出し・評価

リスクに応じたコントロール策の検討

コントロール策が有効に機能しているかのモニタリング

発生したクライシスへの対応

事業継続計画に関する審議

取締役会への報告

・委員会のプロセス

リスクマネジメント委員会の議論は書面にて記録され、決議に関しては委員の意見を十分に考慮したうえで委員長が決定し、反対の意見があった場合に当該意見を付記した上で取締役会へ報告されます。

なお、来年以降、より一層サステナビリティ分野の議題を取り上げる場として、サステナビリティ委員会を組成することも検討しております。

(3)戦略

気候変動

当社グループは、国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の各報告書、国際エネルギー機関（IEA）の世界エネルギー展望（World Energy Outlook）、その他関連情報を参照し、気候変動のリスク及び機会をもたらす組織のビジネス・戦略・財務計画への影響を1.5シナリオの下で識別しております。機構関連のリスク及び機会を識別するにあたっては、移行リスク・物理的リスク・機会に分類しております。これらの分類ごとに、当社グループの調達と売上に対する財務的影響の大きさを短期（1年）、中期（3年）、長期（10年）の時間軸で定性的に評価・分析し、リスクと機会が組織に与える影響を把握しております。今般、2021年5月から2022年4月期における財務データ等を基に気候関連のリスクと機会を分析いたしました。

なお、当社グループでは、2021年11月の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）にて産業革命前からの気温上昇を「1.5」に抑える努力を追求するとした合意文書が採択されていることから、「1.5シナリオ」に沿った開示を行っています。

・1.5 シナリオ

リスク・機会	説明	対応
移行リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ GHG規制が強化されるため燃料や電力費用の高騰のリスクが、短期（1年）、中期（3年）、長期（10年）の何れでも中程度のリスクがある。 ・ サーバー運営における電力消費量への批判が強まることにより、特に中期でのリスクが高くなっている。 ・ プラットフォーム事業会社や広告掲載企業の技術や新規施設のコスト高が調達価格へ反映される恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷が小さいクラウドサービスの導入等 ・ 気候変動リスク関連法規制への迅速な対応
物理的リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風、洪水などの自然災害を抑えることができるため、調達費用が上昇するリスクは相当程度抑制されると認識。 ・ 大きく気温上昇が想定されないが、局所的に影響を及ぼす場合、被害顧客の業績に対するリスクが予見される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ BCP態勢の強化 ・ リモートワークの推進
機会	<ul style="list-style-type: none"> ・ GHG規制の強化に伴い、技術革新の進展・新たなエネルギーへの転換が進むと想定されるため、人・モノの流通効率が上がり、低炭素なエネルギーが従来より低単価で流通されると想定される。その結果として、エネルギー関連の調達コストが減少する。 ・ 新たなプラットフォームやメタバースなどの発展により需要拡大の期待が予見される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しく創出されるマーケットへの新規サービス提供

人的資本

当社グループは、今後も持続的成長を果たしていくために、若手社員・女性社員の更なる活躍や積極的な人材戦略が必要不可欠であると考えております。そのため「わくわくと働ける持続可能なライフスタイルの促進」をサステナビリティのマテリアリティの1つとして掲げ、在宅勤務・フレックスタイム制度・育児時短勤務などの柔軟な働き方を可能とする制度や書籍購入補助、セミナー・研修補助などスキルアップを支援する制度などを整備しております。

これらの取り組みを通じて、将来を担う優秀な人材の確保、働きがいの向上につなげると共に、当社の人材価値を高め、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

(4)リスク管理

当社グループでは、リスクマネジメント委員会において、気候変動も含むあらゆるリスクと機会を洗い出し、その影響度からリスク評価及び順位付けを行ったうえで重要リスクを選定し、取締役会に報告いたします。取締役会はリスクに対する対応策を審議し、各部門に対して監督・指示を行います。各部門は対応策を実施し、リスクマネジメント委員会がその実施状況をモニタリングし、必要に応じて対応策の見直しを行い、リスクと機会を適切に管理してまいります。

(5)指標及び目標

気候変動

() 気候関連リスク及び機会の評価指標

当社では、以下のとおり、気候関連のリスクと機会毎に指標を設定し、これら指標の動向を分析して財務に対する影響度を検討しております。

リスク・機会		指標
移行リスク	政策・法規制リスク	CO2排出規制
	技術リスク	新規施設・機材の入替
	市場リスク	コスト増・需要減
	評判リスク	製品・サービスへの悪評
物理的リスク	急性リスク	自然災害
	慢性リスク 1	気温上昇
	慢性リスク 2	海面上昇
機会	資源の効率性	交通・流通・建物の効率性増
	エネルギー源	低炭素エネルギー源増
	製品・サービス	新製品・サービスの開発
	市場	新市場の登場
	強靭性	省エネ・資源代替

() スコープ別温室効果ガス (GHG) 排出量と関連リスク

スコープ別の温室効果ガス排出量について、GHGプロトコルに基づき、外部専門家の監修により算定を行っております。2022年4月期については、当社を対象として(子会社除く)、スコープ1、2を算定いたしました。

現在スコープ3の算定に関しても着手しており、サプライチェーン全体での排出量の削減に向けた取り組みも検討してまいります。

項目	CO2排出量 (t-CO2)
Scope 1	6.501
Scope 2	384.836
総排出量	391.337

Scope 1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出 (燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope 2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope 3 : Scope 1、Scope 2 以外の間接排出 (事業者の活動に関連する他社の排出)

() 気候関連リスク及び機会を管理する目標及び実績

当社グループでは、シナリオ分析やGHG排出量算定の結果を踏まえ、1.5 水準に達するよう、グループ同、サステナビリティな営業活動を目指し、GHG排出量の削減努力をしております。

現行の実績としては、「グリーンサイトライセンス」に参加し、海外での植林活動による環境改善を支援しております。また、企業規模での環境保全の一環として、業務の「ペーパーレス化」を推進しております。今後も打ち合わせやプレゼンテーションもオンラインで行う機会をさらに増加させてまいります。

以上の取り組みを実施・継続することで、カーボンニュートラルを目指しております。

人的資本

当社は、女性管理職の比率を10%まで引き上げることを目標としております。今後も性別や年齢、国籍などに関係なく、さまざまな視点を持つ人材を積極的に管理職に登用することで、多様な発想や価値観を活かし、生産性や企業価値の向上に努めてまいります。

実施年月	2022年4月末	2023年4月末
女性管理職比率(%)	2.9	5.3

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業内容に関するリスクについて

事業環境に関するリスクについて

イ スマートデバイスビジネスの動向について

当社グループは、スマートフォン/タブレット端末及びそれに準じるスマートデバイス向けにゲームコンテンツ等の提供を行っております。

スマートデバイス市場は成熟期を迎え、スマートデバイスの普及動向により事業が大きく左右されるリスクは限りなく低くなったものの、新たな法的規制の導入や技術革新、新たな端末の普及等の予期せぬ要因によりスマートデバイスビジネスの発展が阻害される場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ロ 技術革新について

当社グループが事業展開を行うモバイルインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードが速く、それに基づく新サービスの創出が相次いで行われております。当社グループは技術革新に伴う事業構造の変化に迅速に対応する強固な体制作りを努めておりますが、技術革新に関し予期せぬ事態が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ハ モバイルオンラインゲームの市場動向について

当社グループが事業展開を行うモバイルオンラインゲーム市場は、スマートフォン/タブレット端末の高性能化及び普及拡大に伴い、市場成熟期ながらも安定的に推移しております。当社グループにおいては、モバイルオンラインゲーム市場は国内・海外において引き続き安定推移すると見込んでおりますが、市場が大きく縮小した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ニ ブロックチェーン及びXR領域の市場動向について

当社グループは、将来市場の拡大が見込まれるブロックチェーン領域及びXR領域等への早期参入により、将来の収益基盤の構築を目指しております。当該事業領域において、市場の成長が鈍化又は縮小した場合、若しくは当社グループの成長予測を下回った場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

事業のリスクについて

イ プラットフォーマーとの契約等について

当社グループが運営するモバイルオンラインゲーム事業は、Apple Inc.、Google Inc.等の決済代行事業者(プラットフォーム)を介して一般消費者(ユーザー)にゲームコンテンツを提供するため、プラットフォームとの間でコンテンツ提供に関する契約を締結、ないしはコンテンツ提供に関する規約に同意する必要があります。そのため、プラットフォームの事業方針の変更等に伴い、当社グループのゲームコンテンツの提供が困難となった場合は当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ロ コンテンツにおける表現の健全性確保について

当社グループでは、ゲームコンテンツの健全性確保のため、コンテンツの制作・配信過程において、当社グループ独自の基準を設定しております。この基準は、青少年に対して著しく暴力的ないしは性的な感情を刺激する描写・表現をコンテンツ内に使用しないこと等を基本方針としております。しかしながら、今後法的規制の強化や新たな法令の制定等に伴い、当社グループのコンテンツの提供が規制される事態等が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ハ 開発費、広告宣伝費の負担について

当社グループでは、ゲームコンテンツ単位での開発費の予実管理による資金繰り管理及び費用対効果を見極めた広告宣伝の実行により、強固な財務基盤を実現しております。しかしながら、近年、ネイティブアプリの高品質化に伴い、開発期間が長期に亘り開発費が高騰する傾向にあり、また、競合他社との競争激化に伴い、広告宣伝に関しても多額の投資が必要なケースも増加しています。今後、市場環境の変化等により一層のコスト増加を強いられる場合には、先行投資に耐えうる運転資金の確保が必要になります。

ニ システムリスクについて

当社グループは、自然災害、アクセス過多によるサーバー停止等の要因によるシステムトラブルの発生を回避するために、サーバーの負荷分散、稼動状況の監視、定期的バックアップの実施等の手段を講じることで、システムトラブルの防止及び回避に努めております。

しかしながら、提供しているゲームコンテンツを管理するサーバーや配信システムにおいて何らかのトラブルが発生することで、ゲーム配信に障害が生じる可能性もあり、当該障害が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

ホ 競合について

モバイルオンラインゲーム市場には競合他社が多数存在しておりますが、当社グループではゲームコンテンツ開発に際し、時代の潮流を見据えた企画の立案及び高い技術力を用いた開発を実施し、ユーザーのニーズに即した魅力あるゲームコンテンツを提供しております。また、ゲーム運用に際しては、ユーザーの利用状況調査・分析等に基づく効果的な運用及びマーケティングを行っております。

しかしながら、今後当社グループが提供するゲームコンテンツがユーザーに支持されず、又は競合他社との競争激化に伴い、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数及びアイテム課金額等が著しく減少した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ヘ ユーザー数について

当社グループでは、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数を拡大させることが安定した収益基盤の確立、業績の拡大のための重要な課題であると考えております。

しかしながら、競合他社との競争激化、ユーザーの嗜好の変化、又はその他の不測の要因によりユーザー数が想定どおりに増加しない場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ト サイバー攻撃等による暗号資産の消失について

当社グループは、管理する電子ウォレットにおいて暗号資産を保有しております。

権限のない第三者による電子ウォレットに対する不正アクセスのリスクを軽減するためのサイバーセキュリティ対策を講じておりますが、電子ウォレットに対して不正アクセスが行われた場合には、権限のない第三者によりこれらの電子ウォレットに保管される暗号資産が消失させられるとともに、当社グループがこれらの暗号資産を取り戻せない可能性があります。当社グループが保有する暗号資産の消失により、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

法的規制や業界規制に係るリスクについて

イ インターネットに関連する法的規制について

当社グループの提供するゲームコンテンツのユーザーの個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。加えて、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」では、他ユーザーのID、パスワードの無断使用の禁止等が定められております。さらに、「特定商取引に関する法律」及び「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」により、一部の広告・宣伝メールの送信に際し、法定事項の表示義務を負う場合があります。

当社グループは上記法的規制等について適切な対応をしておりますが、不測の事態により、当該規則等に抵触しているとして何らかの行政処分を受けた場合、また、今後これらの法令等が強化され、若しくは新たな法令等が定められ当社の事業が制約を受ける場合、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

ロ リアル・マネー・トレード(RMT)に関するリスクについて

現在、モバイルオンラインゲーム業界においてはユーザー間においてゲーム内のアイテムをオークションサイト等で売買するというリアル・マネー・トレードと呼ばれる行為が一部のユーザーにより行われております。当社グループでは、利用規約でリアル・マネー・トレードの禁止を表記しており、またオークションサイト等の監視も実施しております。しかしながら、当社グループが提供するゲームに関し大規模なリアル・マネー・トレードが発生する等、不測の事態が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ハ 事業領域全般に関連する法的規制について

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界、XR業界(VR、AR、MR等)及びブロックチェーン業界は、新たな業態であるため、法的規制の適用に関する解釈の相違等が発生しやすい環境にあるといえます。

当社グループでは、「資金決済に関する法律」等の各種法令や、監督官庁の指針、ガイドライン等による規制を遵守することに加え、加入している業界団体の意見も取り入れ、事業展開を図っております。しかしながら、今後社会情勢の変化によって、既存の法令等の解釈の変更や新たな法令等の制定等、法的規制が行われた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(2) 自然災害、事故等のリスクについて

当社グループの開発拠点は、日本においては東京都及び福岡県にあり、当該地区において大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、開発・運用業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障をきたす可能性があります。また、海外にも子会社等を有しており、各所在地で同様の要因により開発・運用業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障をきたす可能性があり、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。なお、システムリスクについては、「(1) 事業内容に関するリスクについて 事業のリスクについて ニ. システムリスクについて」に記載しております。

(3) 会社組織に関するリスクについて

人材の確保及び育成について

当社グループでは、事業拡大を進めていくにあたり、優秀な人材の確保、育成が極めて重要な課題であると考えております。このため、採用活動の強化、研修体制の充実等に努めておりますが、十分な人材を確保・育成できない場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

個人情報管理について

当社グループは個人情報を取得しているため、個人情報を有するサーバーへのアクセス制限や情報セキュリティに関する基本方針及び個人情報保護に関する規程を制定し、社員教育を実施する等、個人情報の管理体制強化を図っております。しかしながら、今後、個人情報の流出等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

知的財産の管理について

当社グループでは、知的財産の取扱いに関する留意事項を文書化した社内基準を制定するとともに、従業員に対し当該基準の遵守について定期的な共有を図る等、内部管理体制を構築しております。また、ゲームコンテンツ制作の一部を委託する外部クリエイターとの契約において、知的財産については第三者の知的財産権を侵害しないこと、当社グループに対して著作権を譲渡すること等の細かな取り決めを行っております。

しかしながら、当社グループの提供するコンテンツによる第三者の知的財産権の侵害等、不測の事態が発生した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

内部管理体制について

当社グループでは、内部関係者の不正行為等が発生しないよう、国内、海外の法令・ルールの遵守及び企業倫理に沿った法令遵守を定めた規程を制定するとともに、内部監査等で遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為等、不測の事態が発生した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(4) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、当社の新株予約権(以下、「ストック・オプション」という。)を付与しております。また、今後におきましても、役員及び従業員に対してインセンティブとしてストック・オプションを付与する可能性があります。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(5) 海外展開について

当社は、2012年より海外子会社の設立を開始し、当連結会計年度の海外言語版の売上高が全社売上高の約2割を占めている状況にあります。今後も引き続きグローバルな事業展開を行っていく方針ですが、各所在地の法令、制度・規制、社会情勢等をはじめとしたカントリーリスクが顕在化し、円滑な事業推進を行うことが困難になった場合、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループでは、連結財務諸表の作成時に外貨建てから円換算を行っていることから、換算時の為替レートが大幅に変動した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(6) M&A、資本業務提携について

当社は、同業他社等に対するM&Aや資本業務提携を既存の事業を補完・強化するための有効な手段の一つであると位置づけております。M&Aや資本業務提携の実行に際しては、財務・税務・法務・ビジネス等に関する詳細なデュー・ディリジェンスを行い、各種リスクの低減に努める方針ですが、事前に想定されなかった事象が発生した場合、又はM&Aや資本業務提携に見合う効果の創出がなされなかった場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(7) 投資活動について

当社グループでは、中長期的な事業成長の実現に向け、当社グループでのM&A、資本業務提携活動に加え、ファンドを通じた投資活動を行っております。投資活動においては、当社グループとの業務シナジーを創出されうる事業領域への投資活動を遂行しており、主としてモバイルオンラインゲーム領域及びブロックチェーン領域への投資を行っております。各事業領域への投資実行に際しては、財務・税務・法務・ビジネス等に関する詳細なデュー・ディリジェンスを行うことで、投資リスクの低減に努めておりますが、事前に想定されなかった事象が発生した場合、又は投資先の株式価値が著しく低下した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

また、ブロックチェーン領域においては暗号資産への投資も行っており、「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 2018年3月14日)に従った会計処理を行っておりますが、暗号資産に関しては短期的な時価の変動が激しいことから、保有する暗号資産の時価が著しく低下した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の概要は次のとおりであります。

(1) 経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和と経済活動の正常化が進んだことにより、景気回復の兆しが見受けられました。一方、ウクライナ情勢の長期化や急速な円安に伴う物価の上昇等、景気の先行きについては依然不透明な状況が続いております。

当社グループが属する業界におきましては、モバイルオンラインゲーム市場においては、角川アスキー総合研究所の「ファミ通モバイルゲーム白書2023」によると、2022年のスマートフォンゲーム市場は、国内は1兆2,129億円、グローバルは8兆9,146億円と、市場は成熟期にあるものの引き続き安定的に推移をしております。

また、メタバース市場、特にブロックチェーン市場におきましては、Precedence Research, Blockchain Technology Market が2022年に発表した報告によると、2025年にはブロックチェーン市場が全世界で697億米ドルまで拡大すると予測されております。

当連結会計年度の売上高は16,009,705千円(前年同期比15.5%減)、営業利益は447,184千円(前年同期は2,262,168千円の営業損失)、経常損失は19,048千円(前年同期は3,890,047千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は445,933千円(前年同期は6,273,694千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

当連結会計年度のセグメントごとの状況は次のとおりであります。なお、当連結会計年度より報告セグメントの見直しを行い、「XR事業(VR、AR、MR等)」と「ブロックチェーン事業」を「メタバース事業」として再整理したため、前年同期比較は報告セグメント見直し後の数値に組み替えて記載しております。

モバイルオンラインゲーム事業

売上高に関しては、前連結会計年度に配信を開始した複数タイトルの売上寄与があったものの、その他主力タイトルにおいて配信期間の経過により売上が減少したことに加え、当連結会計年度に配信を予定していた新規タイトル「アスタータリクス」の配信が遅延したことに伴い、前年同期比で減収となりました。

営業利益に関しては、開発・運用体制の適正化による人件費及び外注費の減少、費用対効果を重視したプロモーションの実施による広告費の減少に加え、複数の受託タイトルを開発ポートフォリオに組み入れる等の様々な取り組みが奏功し、前年同期比で増益となりました。この結果、売上高は15,471,651千円(前年同期比17.5%減)、営業利益は735,392千円(前年同期は2,261,572千円の営業損失)となりました。

メタバース事業

メタバース事業に関しては、当該事業を取り巻く法令及び行政の対応等を踏まえつつ、特にブロックチェーン領域において、コンテンツ開発、ファンド出資、ノード運営への取り組みを強化し、早期の収益化を目指しております。当連結会計年度においては、複数の有力チェーンにおけるノード運営及びブロックチェーンコンテンツの開発・提供にかかる売上寄与等により、前年同期比で増収となりました。

営業利益に関しては、将来の収益基盤の構築を図るべくブロックチェーンゲーム開発への投資を強化したこと等により、前年同期比で減益となりました。この結果、売上高は538,053千円(前年同期比178.2%増)、営業損失は288,208千円(前年同期は595千円の営業損失)となりました。

(2) 財政状態の状況

当連結会計年度末における資産合計は26,550,480千円となり、前連結会計年度末に比べ8,187,771千円の増加となりました。流動資産合計は15,400,024千円となり、前連結会計年度末に比べ5,387,915千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金、並びに未収入金の増加によるものであります。固定資産合計は11,150,456千円となり、前連結会計年度末に比べ2,799,855千円の増加となりました。これは主に、ソフトウェア仮勘定及び投資有価証券の増加によるものであります。

当連結会計年度末における負債合計は7,886,337千円となり、前連結会計年度末に比べ392,009千円の減少となりました。流動負債合計は4,928,702千円となり、前連結会計年度末に比べ813,875千円の減少となりました。これは主に、1年以内返済予定の長期借入金の減少によるものであります。固定負債合計は2,957,634千円となり、前連結会計年度末に比べ421,866千円の増加となりました。これは主に、社債の増加によるものであります。

当連結会計年度末における純資産合計は18,664,143千円となり、前連結会計年度末に比べ8,579,780千円の増加となりました。これは主に、資本金及び資本剰余金の増加並びに自己株式の減少によるものであります。なお、自己資本比率は68.3%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末6,302,742千円に比べ4,261,483千円増加し、10,564,225千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は171,363千円(前連結会計年度は2,473,028千円の支出)となりました。収入の主な内訳は、未払消費税等の増加額353,019千円及び暗号資産評価損344,261千円、支出の主な内訳は、未収入金の増加額1,199,400千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は2,346,051千円(前連結会計年度は398,638千円の収入)となりました。収入の主な内訳は、投資事業組合からの分配による収入333,303千円及び投資有価証券の売却による収入349,654千円、支出の主な内訳は、無形固定資産の取得による支出1,745,557千円及び暗号資産等の取得による支出588,961千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は6,711,872千円(前連結会計年度は248,456千円の支出)となりました。収入の主な内訳は、株式の発行による収入7,205,979千円及び長期借入れによる収入4,888,000千円、支出の主な内訳は、長期借入金の返済による支出5,795,788千円であります。

(4) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度におけるセグメントごとの販売実績は、次のとおりであります。

セグメント	当連結会計年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
モバイルオンラインゲーム事業		
日本語版	12,915,794	86.46
海外言語版	2,555,857	67.08
メタバース事業	538,053	278.22
合計	16,009,705	84.52

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)		当連結会計年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
Apple Inc.	7,150,125	37.7	5,842,064	36.5
株式会社スクウェア・エニックス	6,679,998	35.3	5,107,714	31.9
Google Inc.	4,728,365	25.0	4,128,639	25.8

2. Apple Inc.及びGoogle Inc.は決済代行業者であり、ユーザーからの代金回収を代行しております。

経営者の視点による財政状態及び経営成績の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

「当連結会計年度の経営成績等」及び「セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況」に関する認識及び分析・検討内容

「経営成績等の状況の概要 (1) 経営成績の状況」及び「経営成績等の状況の概要 (2) 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因は「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末6,302,742千円に比べ4,261,483千円増加し、10,564,225千円となりました。

当社グループの運転資金需要のうち主なものには、モバイルオンラインゲーム事業及びメタバース事業等における人件費、外注費及び広告宣伝費のほか、メタバース事業等の新規事業領域における国内外の有力企業への投資資金があります。

当社グループでは、主として内部資金及び借入により調達した資金を運転資金に充当する方針であり、必要に応じて追加の資金調達を実施いたします。

なお、キャッシュ・フローの状況は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の状況の概要 (3) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営者の問題認識と今後の方針

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

中長期的な会社の経営戦略

当社は、2024年4月期より、メタバース事業の名称をブロックチェーン等事業へ変更し、モバイルオンラインゲーム事業とブロックチェーン等事業の2セグメントにて事業を推進してまいります。

モバイルオンラインゲーム事業においては、他社IPタイトルを主軸に経営資源を投下していく方針であり、オリジナルタイトルについては、よりリスクコントロールを徹底のうえ開発を行ってまいります。また、開発受託への取り組みを更に強化する等、現在の市況を踏まえた最適なポートフォリオを構築することで、収益力の拡大を目指してまいります。

ブロックチェーン等事業においては、ブロックチェーンゲームの配信を中心としたエンターテインメント領域、アセットマネジメント、投資及びプラットフォームビジネスを中心とした金融領域の2つの領域に積極的に経営資源を投下し、収益の主軸として成長させていく方針です。

エンターテインメント領域においては、モバイルオンラインゲーム事業での豊富な経験・ナレッジを活かし、早期に複数の自社タイトルを市場に投入するとともに、出資や協業、共同開発等を戦略的に実行し、ブロックチェーンゲームの最適な型を早期に確立することで、ヒットタイトルの量産を目指してまいります。

金融領域においては、アセットマネジメント事業については既に収益化されているノード運営に更に資金を投下し収益力を拡大させつつ、良質で安定した暗号資産を組み入れたポートフォリオ運用を行ってまいります。加えて、将来的には金融サービスの立ち上げ等も検討してまいります。投資事業については、既存ファンドからの投資回収を行いつつ、新規ファンドを通じた投資活動を通じ、継続的な収益創出に向けた基盤を構築してまいります。また、Web3市場の成長に向け、ブロックチェーンサービスをシームレスに提供できるプラットフォームの構築等も検討する等、積極的な事業展開を推進してまいります。

5 【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
Apple Inc.	Developer Program License Agreement	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	1年間(1年毎の自動更新)
Google Inc.	マーケットデベロッパー販売/配布契約書	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	契約期間は定められておりません。
SBIホールディングス株式会社	資本業務提携契約	(1)資本提携 同社に当社普通株式8,800,000株(議決権数88,000個)を割り当てました。 (2)業務提携 主な内容は以下に記載のとおりであります。 ブロックチェーン関連コンテンツの開発・運用・販売における提携 Web3領域のネットワークの相互活用による提携 金融商品開発・販売における提携 Web3領域を取り巻く事業環境の整備推進に向けた提携 (3)その他 同社は、当社の社外取締役候補者1名を推薦することができ、当社は、同社が推薦した者を社外取締役候補者とする取締役選任議案を、原則として、当社の株主総会に上程することを合意しています。	契約期間は定められておりません。

当社は、2023年3月10日開催の取締役会において、当社及び当社の連結子会社である株式会社gumi X Realityにおける株式管理事業の一部を、吸収分割の方法により、2023年3月15日設立の株式会社gC Labsに対し承継させることを決議し、2023年5月1日を効力発生日とする吸収分割契約を締結いたしました。

詳細は「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、金額の重要性が乏しいため記載を省略しております。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2023年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 (東京都新宿区)	事務所及び 開発スタジオ	53,755	30,395	4,365,654	4,449,805	321 (12)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 事業所は賃借しており、その年間賃借料は302,603千円であります。
 4. 帳簿価額のうち「その他」は、主としてソフトウェア、ソフトウェア仮勘定及び商標権であります。
 5. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間の平均雇
 用人員であります。
 6. 本社以外の設備については、重要性がないため記載を省略しております。

(2) 国内子会社

国内子会社の設備については、重要性がないため記載を省略しております。

(3) 在外子会社

在外子会社の設備については、重要性がないため記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	98,878,000
計	98,878,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年7月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	39,481,234	39,511,234	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数 100株
計	39,481,234	39,511,234	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」には、2023年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第11回新株予約権

決議年月日	2013年11月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 子会社取締役 1 当社従業員 3
新株予約権の数(個)	42
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注) 1, 5	普通株式 21,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2, 5	714
新株予約権の行使期間 (注) 6	自 2014年2月21日 至 2023年11月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 5	発行価格 714 資本組入額 357
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2023年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、500株とする。

なお、2013年11月20日開催の臨時株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 決議日後、以下の事由が生じた場合は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場(以下「株式上場」という。)される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

前項、のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個

未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることができない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の内容で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の内容に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の内容に準じて決定する。

5. 2014年7月15日開催の取締役会決議により、2014年8月1日付で普通株式1株を500株に株式分割しております。このため「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整後の内容となっております。
6. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、2016年2月20日を経過する日まで、権利を行使することができないものとする。なお、2016年2月21日以降は段階的に行使することができるものとする。

第13回新株予約権

決議年月日	2014年5月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 子会社取締役 5 当社従業員 9 子会社従業員 10
新株予約権の数(個)	265
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1、5	普通株式 132,500
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2、5	1,362
新株予約権の行使期間 (注)6	自 2014年9月7日 至 2024年5月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)5	発行価格 1,362 資本組入額 681
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2023年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、500株とする。
 なお、2014年5月27日開催の臨時株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
2. 決議日後、以下の事由が生じた場合は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を調整する。
 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
 当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場(以下「株式上場」という。)される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。
 前項、のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。
3. 新株予約権の行使の条件
 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることが

ない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の内容で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の内容に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の内容に準じて決定する。

5. 2014年7月15日開催の取締役会決議により、2014年8月1日付で普通株式1株を500株に株式分割しております。このため「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整後の内容となっております。

6. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、2016年9月6日を経過する日まで、権利を行使することができないものとする。なお、2016年9月7日以降は段階的に行使することができるものとする。

第16回新株予約権

決議年月日	2017年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3
新株予約権の数(個)	503
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1	普通株式 50,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2018年8月10日 至 2048年8月9日
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 1,220 資本組入額 610
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2023年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社または当社関係会社の取締役または従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新

株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の内容に準じて決定する。
 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による取得の制限については再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 その他新株予約権の行使の条件
 新株予約権の内容に準じて決定する。
 新株予約権の取得事由及び条件
 新株予約権の内容に準じて決定する。
 その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第20回新株予約権

決議年月日	2018年7月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1	普通株式 100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2019年8月13日 至 2048年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 657 資本組入額 328.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2023年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第21回新株予約権

決議年月日	2018年7月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 2 当社従業員 29
新株予約権の数(個)	500[310]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1	普通株式 50,000[31,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2020年8月13日 至 2023年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 657 資本組入額 328.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2023年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容からは変更ありません。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新

株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の内容に準じて決定する。
 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 その他新株予約権の行使の条件
 新株予約権の内容に準じて決定する。
 新株予約権の取得事由及び条件
 新株予約権の内容に準じて決定する。
 その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第22回新株予約権

決議年月日	2020年7月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1	普通株式 80,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2021年8月1日 至 2050年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 987 資本組入額 493.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2023年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過する日までに限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の
 うえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定
 される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新
 株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の内容に準じて決定する。
 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 その他新株予約権の行使の条件
 新株予約権の内容に準じて決定する。
 新株予約権の取得事由及び条件
 新株予約権の内容に準じて決定する。
 その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第23回新株予約権

決議年月日	2020年7月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 1 当社従業員 25
新株予約権の数(個)	700[590]
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株) (注)1	普通株式 70,000[59,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2022年8月1日 至 2025年7月31日
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 982 資本組入額 491
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2023年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容からは変更ありません。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めめた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるも

のとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第24回新株予約権

決議年月日	2021年7月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 1 当社従業員 34
新株予約権の数(個)	915
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1	普通株式 91,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2023年8月1日 至 2026年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 798 資本組入額 399
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2023年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年6月30日)における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定

される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の内容に準じて決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
その他新株予約権の行使の条件
新株予約権の内容に準じて決定する。
新株予約権の取得事由及び条件
新株予約権の内容に準じて決定する。
その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年10月23日 (注) 1	790,000	31,081,000	257,145	9,333,217	257,145	384,323
2018年12月7日 (注) 2	15,000	31,096,000	4,500	9,337,717	4,500	388,823
2019年5月1日～ 2020年4月30日 (注) 3	73,400	31,169,400	40,124	9,377,841	40,124	428,947
2020年5月1日～ 2021年4月30日 (注) 4	62,500	31,231,900	21,628	9,399,470	21,628	450,575
2021年5月1日～ 2022年4月30日 (注) 5	39,500	31,271,400	18,183	9,417,653	18,184	468,759
2023年1月11日 (注) 6	9,980,000	41,251,400	3,532,920	12,950,573	3,532,920	4,001,679
2023年1月11日 (注) 7	2,101,066	39,150,334	-	12,950,573	-	4,001,679
2022年5月1日～ 2023年4月30日 (注) 8	330,900	39,481,234	130,005	13,080,578	130,005	4,131,684

- (注) 1. 有償第三者割当 発行価格651円 資本組入額 325.5円
割当先 個人3名
2. 新株予約権の行使による増加であります。
3. 新株予約権の行使による増加であります。
4. 新株予約権の行使による増加であります。
5. 新株予約権の行使による増加であります。
6. 有償第三者割当 発行価額708円 資本組入額354円
割当先 SBIホールディングス株式会社
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
7. 自己株式の消却による減少であります。
8. 新株予約権の行使による増加であります。
9. 2023年5月1日から2023年6月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が30,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ11,642千円増加しております。
10. 2023年7月26日開催の第16回定時株主総会の決議により、会社法第448条第1項の規定に基づき、財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的な資本政策を可能とすることを目的とし、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えました(減資割合100%)。これにより、資本準備金が4,131,684千円減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2023年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	10	35	148	38	70	15,654	15,955	-
所有株式数 (単元)	-	41,046	19,972	123,461	13,205	650	196,337	394,671	14,134
所有株式数 の割合(%)	-	10.400	5.060	31.282	3.345	0.164	49.747	100.00	-

- (注) 1. 所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(6) 【大株主の状況】

2023年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	8,800,000	22.29
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,688,000	6.81
NEXT BIG THING株式会社	東京都渋谷区鶯谷町13 - 1	1,400,000	3.55
株式会社 スクウェア・エニックス・ ホールディング	東京都新宿区新宿6丁目27番30号	1,180,000	2.99
國光 宏尚	東京都渋谷区	1,086,100	2.75
川本 寛之	東京都渋谷区	1,075,800	2.72
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目 6 番21号	818,500	2.07
本吉 誠	東京都目黒区	778,600	1.97
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	766,400	1.94
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8 番12号	484,300	1.23
計	-	19,077,700	48.32

- (注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. SBIホールディングス株式会社は、2023年1月11日に当社が第三者割当増資のため発行した株式を引き受けたことにより、主要株主である筆頭株主となっております。なお、当該主要株主である筆頭株主の異動については、2023年1月11日付で臨時報告書を提出しております。
3. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------------------|------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 2,688,000株 |
| 株式会社日本カストディ銀行 | 484,300株 |

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 39,467,100	394,671	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 14,134	-	-
発行済株式総数	39,481,234	-	-
総株主の議決権	-	394,671	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	27	29
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	2,101,066	2,058,399	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と財務基盤の強化のための内部留保とのバランスを保ちながら、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度においては、上記の基本方針に鑑み、当社普通株式1株につき、普通配当5円とすることとしました。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金(円)
2023年7月26日 定時株主総会決議	197,406	5.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

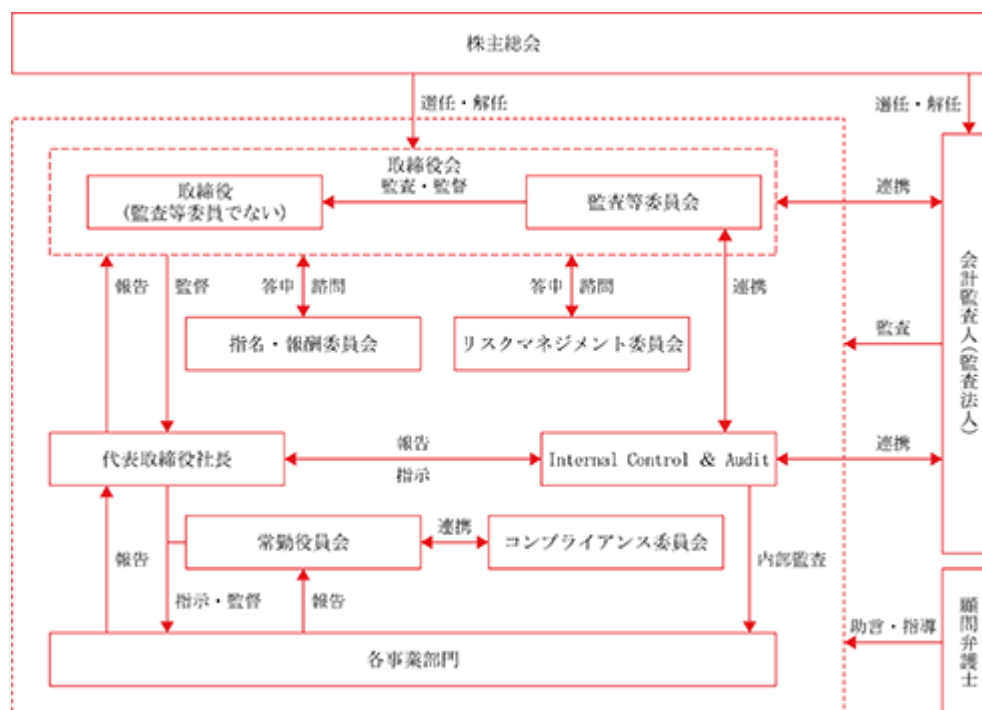
当社は常に最良なコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むこととしております。また、当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

- 1．株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- 2．株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- 3．会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- 4．独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
- 5．株主との間で持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に資する対話を行う体制を整備し、その対応に努める。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図のとおりであります。

当社の機関・内部統制(図表)



1. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、代表取締役1名、取締役(監査等委員である者を除く。)1名、監査等委員である取締役3名の計5名で構成し、原則、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

当事業年度の取締役会において具体的に検討した内容は、月次報告、資本業務提携、ファンドの組成、子会社設立、資金調達等であります。

当事業年度において取締役会を17回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	川本 寛之	17回	17回(100%)
取締役	本吉 誠	17回	17回(100%)
社外取締役(監査等委員)	梅田 裕一	3回	3回(100%)
社外取締役(監査等委員)	高橋 信太郎	17回	17回(100%)
社外取締役(監査等委員)	長南 伸明	17回	17回(100%)
社外取締役(監査等委員)	清水 健次	17回	17回(100%)

(注) 1. 開催回数は、各監査等委員の在任期間中の監査等委員会の開催回数を記載しております。

2. 梅田裕一氏は、2022年7月27日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任しております。

3. 高橋信太郎氏は、2023年7月26日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって辞任しております。

2. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されております。監査等委員会は原則、毎月1回開催し、重要な事項等が発生した場合は必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

監査等委員会では、法令、定款及び監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行います。また、監査計画に基づき監査を実施し、内部監査部門及び会計監査人との連携により全般的な監査を実施いたします。

3. 常勤役員会

当社では、常勤の取締役が出席する常勤役員会を原則、毎週1回開催しております。常勤役員会では、迅速且つ臨機応変なる経営判断を目的とし、取締役会で決定した経営基本方針に基づき経営に関する重要な事項を審議・決議しております。

4. 指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬の決定プロセスに係る客観性及び透明性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されております。

原則として年1回開催しており、取締役の選任及び報酬に関する原案の検討等を行っております。

当事業年度において指名・報酬委員会を1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
社外取締役(監査等委員)	梅田 裕一	1回	1回(100%)
社外取締役(監査等委員)	高橋 信太郎	1回	1回(100%)
社外取締役(監査等委員)	長南 申明	1回	1回(100%)
社外取締役(監査等委員)	清水 健次	1回	1回(100%)

(注) 1. 梅田裕一氏は、2022年7月27日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任しております。

2. 高橋信太郎氏は、2023年7月26日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって辞任しております。

5. コンプライアンス委員会

当社は、全役職員が法令、社会規範、市場ルール、定款、規則等を遵守することにより経営の健全性を確保することを目的に、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会の主な役割は、以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンス体制の整備と強化
- (2) コンプライアンス研修の実施
- (3) コンプライアンス違反の調査
- (4) コンプライアンス違反に対する対応とその再発防止策の策定

6. リスクマネジメント委員会

当社は当社グループ内で発生しうるリスクの分析、リスク発生の事前防止策及び発生時の対応策の策定、並びにそれら運用状況についてモニタリングをすることを目的としてリスクマネジメント委員会を設置しております。

各機関の構成員は次のとおりであります

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	常勤役員会	指名・報酬委員会	コンプライアンス委員会	リスクマネジメント委員会
代表取締役社長	川本 寛之						
取締役	本吉 誠						
社外取締役(監査等委員)	長南 申明						
社外取締役(監査等委員)	清水 健次						
社外取締役(監査等委員)	小川 裕之						

議長・委員長、メンバー

企業統治に関するその他の事項

1. 内部統制システムの整備の状況

当社は、将来にわたって永続的に事業を継続するためには、企業規模や事業の特性、経営上のリスクの状況に応じた内部統制の充実が必要だと考えています。そのため、当社の意思決定の透明性や、公正性の確保を担保するため、内部統制システム構築に関する基本方針及び各種規程を制定し、適正且つ効率的な内部統制の体制の構築に努めております。

当社では会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制ならびに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備にかかる内部統制システム構築に関する基本方針を定めております。

-) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役は、誠実且つ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
 - b. 毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
 - c. 基本行動理念を定め、企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
 - d. 「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
 - e. 「内部通報規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
 - f. 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
 - g. 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
 - h. 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

-) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「機密文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
 - b. 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

-) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、リスクマネジメント委員会のもと「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
 - b. 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに措置を講ずる。

-) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 「組織規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、取締役相互の牽制によるチェック機能を備えた迅速且つ効率的な意思決定を実行する。
 - b. 取締役会を補完する会議体として「常勤役員会」を設置し、迅速且つ臨機応変なる経営判断を可能にする。
 - c. 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
 - d. 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。

-) 当社並びに当社が形成する企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社の関係会社については、「関係会社管理規程」により所管部署を定め、そこを通じ当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、関係会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。

- b. 関係会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
 - c. 関係会社のリスク管理に関する規程その他の体制を整備するほか、各関係会社にリスク管理責任者を配置し、リスクマネジメント委員会がグループ全体のリスクについて総括的に管理を行う。
 - d. 関係会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査部門が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。
 - e. 当社の監査等委員会はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。
 - f. 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、関係会社を指導するとともに、関係会社への教育、研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
-) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査等委員会から、監査等委員会が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査等委員会と協議の上、内部監査部門等に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
 - b. 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査等委員会から命令を受けた事項については、当該使用人は監査等委員でない取締役の指揮・命令を受けない。
-) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- a. 重要会議への出席
監査等委員会は、監査等委員会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - b. 取締役の報告義務
 - (1) 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査等委員会に報告する。
 - (2) 取締役は監査等委員会に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
 - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
 - ・業績及び業績見通しの内容
 - ・内部監査の内容及び結果
 - ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
 - ・行政処分の内容
 - ・前各号に掲げるもののほか、監査等委員会が求める事項
 - c. 使用人による報告
使用人は、監査等委員会に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、関係会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、親会社の監査等委員会に直接報告をすることができる。
 - (1) 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
 - (2) 重大な法令又は定款違反事実
 - d. 監査等委員会へ報告した者への不利益な取扱いの禁止
前2項の報告をした当社の取締役・使用人及び、関係会社の取締役・使用人が監査等委員会へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けてはならない。
-) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等と監査等委員会の連携
代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等は、監査等委員会の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査等委員会と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

b. 外部専門家の起用

監査等委員会が監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

c. 監査等委員の必要経費

監査等委員の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

2. リスク管理体制の整備状況

当社は、リスク管理のために「リスク管理規程」を制定する他、「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社グループ内で発生しうるリスクの分析、リスク発生の事前防止策及び発生時の対応策の策定、並びにそれらの運用状況のモニタリングを行っております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定により、業務執行を行わない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額としております。

4. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任につき、善意で且つ重大な過失がない場合は、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役、監査役(当事業年度に在任していた者を含む。)及び管理職以上の従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

6. 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

7. 取締役等の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

8. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

9. 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

10. 中間配当

当社は、株主の皆様への利益配分を機動的に行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議

によって毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

11．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 5名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	川本 寛之	1979年3月23日生	2002年4月 日本政策投資銀行(現株式会社日本政策投資銀行) 入行 2008年4月 新規事業投資株式会社(現DBJキャピタル株式会社) 出向 2011年8月 当社入社 執行役員経営企画部長 2011年11月 当社取締役 2012年6月 gumi America, Inc. President(現任) 株式会社gumi ventures 代表取締役社長(現任) 2013年12月 株式会社エイリム 取締役(現任) 2015年3月 台湾谷米數位科技有限公司 董事長(現任) 2015年5月 gumi Asia Pte. Ltd. Director(現任) 2016年3月 当社代表取締役副社長 2018年4月 株式会社グラムス 取締役(現任) 2018年6月 株式会社FgG 代表取締役社長(現任) 2018年7月 当社代表取締役社長(現任) 2021年7月 株式会社gumi X Reality 代表取締役社長(現任) Tokyo XR Startups株式会社 代表取締役社長(現任) 株式会社gumi X studio(現株式会社gC Games) 代表取締役社長(現任) 株式会社gumi Cryptos 代表取締役社長(現任) 2021年9月 double jump.tokyo株式会社 社外取締役(現任) 2022年6月 gC Games Pte. Ltd.(現gC Games Singapore Pte. Ltd.) Director(現任) gC Incubation Pte. Ltd. Director(現任) 2023年3月 株式会社gC Labs 代表取締役社長(現任)	(注) 1	1,075,800
取締役	本吉 誠	1983年1月21日生	2007年4月 株式会社新生銀行(現SBI新生銀行) 入行 2012年7月 当社出向 2014年2月 当社入社 2014年7月 当社執行役員 2016年6月 Tokyo XR Startups株式会社 監査役(現任) 2016年7月 当社取締役(現任) 2017年6月 株式会社gumi X Reality 監査役(現任) 2018年1月 株式会社gumi ventures 取締役(現任) 2018年4月 株式会社グラムス 監査役(現任) 2018年7月 株式会社エイリム 取締役(現任) 2018年12月 double jump.tokyo株式会社 社外監査役(現任) 2019年5月 株式会社gumi Cryptos 監査役(現任)	(注) 1	778,600
役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)

取締役 (監査等委員)	長南 伸明	1973年9月9日生	1996年4月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2008年7月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) パートナー 2015年9月 株式会社スタジオアタオ 取締役(現任) 2017年7月 当社社外取締役 2017年8月 UUUM株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年5月 SFPホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年7月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 2	-
取締役 (監査等委員)	清水 健次	1968年5月24日生	1995年11月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2002年10月 小沢・秋山法律事務所 入所 2013年8月 株式会社Gunosy 社外監査役(現任) 2016年3月 清水法律事務所設立(現任) 2016年3月 日本テクノ株式会社 社外監査役(現任) 2016年7月 株式会社長越 代表取締役(現任) 2019年10月 株式会社アクシーシア 社外監査役(現任) 2020年7月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 2	-

取締役 (監査等委員)	小川 裕之	1975年4月4日生	1998年4月	株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行	(注) 3	-
			2005年11月	伊藤忠商事株式会社 入社		
			2012年10月	GMOクリックホールディングス株式会社(現GMOフィナンシャルホールディングス株式会社) 経営企画部長		
			2012年11月	FXプライム株式会社(現株式会社FXプライムbyGMO) 取締役		
			2013年7月	株式会社SBI証券 入社		
			2014年1月	株式会社SBI証券 経営企画部長		
			2015年6月	株式会社SBI証券 執行役員経営企画部長		
			2015年10月	SBIウエルス・パートナー株式会社 取締役		
			2017年4月	株式会社SBIプロセス・イノベーター(現株式会社SBIビジネスサービス) 取締役(現任)		
			2017年6月	株式会社SBI証券 取締役		
			2017年10月	株式会社SBIプロセス・イノベーター 取締役		
				SBIバーチャル・カレンシース株式会社 取締役		
				SBI Capital Base株式会社(現SBIエクイティクラウド株式会社) 取締役		
			2018年6月	株式会社SBIアジャイル 取締役		
				SBIピーエス株式会社 取締役(現任)		
				SBIビジネスサポート株式会社(現SBIビジネス・イノベーター株式会社) 取締役(現任)		
			2018年10月	株式会社SBIネオモバイル証券準備会社(現株式会社SBIネオモバイル証券) 代表取締役社長(現任)		
			2020年6月	SBI e-Sports株式会社 代表取締役会長(現任)		
				株式会社SBI証券 常務取締役		
			2020年10月	株式会社ライブスター証券(現株式会社SBIネオトレード証券) 代表取締役社長		
			2020年11月	SBIプライム証券株式会社 取締役(現任)		
			2020年12月	株式会社BOOSTRY 取締役(現任)		
			2021年1月	SBI PTSホールディングス株式会社 代表取締役社長(現任)		
			2021年4月	大阪デジタルエクステンション株式会社 取締役(現任)		
			2021年6月	株式会社SBI証券 専務取締役(現任)		
2021年12月	SBI VCトレード株式会社 取締役(現任)					
2022年6月	株式会社SBIネオトレード証券 代表取締役副会長(現任)					
2022年7月	株式会社ビットポイントジャパン 代表取締役会長(現任)					
2022年9月	SBIクリプトアセットホールディングス株式会社 取締役(現任)					
2022年11月	SBIデジタルハブ株式会社 代表取締役会長兼社長(現任)					
2023年2月	SBIシンプレクス・ソリューションズ株式会社 取締役(現任)					
2023年4月	株式会社HashHub 取締役会長(現任)					
2023年7月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)					
計						1,854,400

- (注) 1. 2023年7月26日開催の定時株主総会終結の時から1年間
2. 2022年7月27日開催の定時株主総会終結の時から2年間
3. 前任者の辞任に伴う就任であるため、当社定款の定めにより、前任者の任期満了のときまでとなります。前任者の任期は、2022年7月27日開催の定時株主総会終結の時から2年間までであります。
4. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長：清水健次 委員：長南伸明、小川裕之

なお、当社は常勤の監査等委員は設置しておりません。

5. 取締役清水健次、長南伸明及び、小川裕之は社外取締役であります。
6. 当社は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
津金 庸平	1981年3月29日生	2006年12月 みずず監査法人入所 2007年8月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2017年12月 津金庸平公認会計士・税理士事務所設立(現任) 2022年3月 株式会社和心 社外取締役(監査等委員)(現任)	-

社外役員の状況

1. 提出日現在、監査等委員である取締役の3名は、会社法における社外取締役であります。
当社では、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を目的に、社外取締役には、客観的かつ中立性のある助言と取締役の職務執行の監視を期待しております。また、社外取締役の独立性に関する基準や方針は定めておりませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、経営の独立性を確保していると認識しております。
なお、社外取締役の、長南伸明氏及び清水健次氏の2名は株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役長南伸明氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することを期待し社外取締役に選任しております。なお、同氏は株式会社スタジオアタオの取締役、UUUM株式会社の社外取締役(監査等委員)及びSFPホールディングス株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。当社と株式会社スタジオアタオ、UUUM株式会社及びSFPホールディングス株式会社との間には資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。
3. 取締役清水健次氏は、弁護士及び公認会計士としての経歴を通じて培った専門家としての高い知見に基づき適切な監査をしていただけることを期待し社外取締役に選任しております。なお、同氏は株式会社Gunosyの社外監査役、日本テクノ株式会社の社外監査役及び株式会社アクシージアの社外監査役であります。当社と株式会社Gunosy、日本テクノ株式会社及び株式会社アクシージアとの間には資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。
4. 取締役小川裕之氏は株式会社SBI証券の専務取締役であります。SBIホールディングス株式会社と当社との間では資本業務提携契約が締結され、同契約には、SBIホールディングス株式会社が推薦した1名を当社の社外取締役として受け入れる旨の内容があります。また、同氏は株式会社三和銀行(現三菱UFJ銀行)や伊藤忠商事株式会社等で数々事業経験を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することを期待し社外取締役に選任しております。
5. 当社は、社外取締役の独立性に関する具体的基準は定めておりませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準や取締役会において客観的な立場から意思決定の形成に寄与できるか等を選任の基準としております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会、監査等委員会、取締役等との意見交換を通じて、監査等委員会監査、内部監査、会計監査との連携を図っております。また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会の組織、人員等

監査等委員会は本報告書提出日現在、いずれも社外取締役である長南伸明氏、清水健次氏及び小川裕之氏の3名で構成されており、清水健次氏が委員長を務めています。なお、長南伸明氏及び清水健次氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有しております。

監査等委員会では、法令、定款及び監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行います。また、監査計画に基づき監査を実施し、内部監査部門及び会計監査人との連携により全般的な監査を実施しております。

b. 監査等委員会の開催回数、出席回数及び議事内容

当事業年度において当社は監査等委員会を14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については以下のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
監査等委員	梅田 裕一	3回	3回(100%)
監査等委員	高橋 信太郎	14回	14回(100%)
監査等委員	長南 伸明	14回	14回(100%)
監査等委員	清水 健次	14回	14回(100%)

- (注) 1. 開催回数は、各監査等委員の在任期間中の監査等委員会の開催回数を記載しております。
2. 梅田裕一氏は、2022年7月27日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任しております。
3. 高橋信太郎氏は、2023年7月26日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって辞任しております。
4. 監査等委員会における主な検討事項は、監査方針及び監査計画の策定、取締役の職務執行状況、内部統制システムの整備、運用状況並びに会計監査人の監査の方法及び結果の相当性などであります。

c. 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は監査等委員会監査基準に従い、主に以下の内容を実施しております。

(業務監査)

- ・取締役の職務の執行の監査
- ・取締役会等の意思決定の監査
- ・取締役会の監督義務の履行状況の監査
- ・内部統制システムに係る監査
- ・企業集団における監査
- ・競業取引及び利益相反取引等の監査並びに利益相反取引の承認
- ・事業報告等の監査

(会計監査)

- ・監査意見の形成
- ・会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の確認
- ・会計監査人の報酬等の同意手続き
- ・会計方針等の監査
- ・計算書類の監査
- ・会計監査人の選任(不再任としない)等の手続き

なお、当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

内部監査の状況

当社における内部監査は代表取締役の直轄組織として業務から独立した、「Internal Control & Audit」が担当しており、監査等委員会と連携しつつ監査を実施しております。「Internal Control & Audit」の従業員は2名の体制にて、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に基づいて当社及び子会社の業務が、法令遵守、業務効率、財務報告の信頼性及び資産の保全の観点から適正に運用されているか監査を実施し、その監査及び評価結果は、代表取締役及び取締役会並びに監査等委員及び監査等委員会に適宜報告するとともに、不正及び不備がある場合は該当部門に是正、改善を指示しております。

また、Internal Control & Auditは、監査等委員会及び会計監査人と連携して意見交換を行うなど、監査の実効性の向上を図っており、監査等委員会は会計監査人に対して、監査計画、監査実施状況、監査結果等について報告を求めるなど、内部監査の実効性を確保するための取組みを行っております。

会計監査人の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2013年4月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

齊藤 直人

田中 計士

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他15名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の評価及び選定基準を策定しており、監査法人の選定にあたっては、会計監査人候補者から監査法人の概要、監査の実施体制、監査報酬の見積額等について書面を入手し、面談、質問等を通じて当該評価基準に則り選定する方針としております。

EY新日本有限責任監査法人においては、会計監査人の能力、組織および体制、監査の遂行状況およびその品質管理、独立性等を総合的に勘案し、当社の会計監査人として選任することが適切であると判断しております。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障のある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会における「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」及び「会計監査人の評価及び選定基準」に準じて、株主総会に提出する会計監査人の選解任等に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人の評価及び選定基準を策定しており、当該評価基準に則り、会計監査人の監査の方法及び監査結果の相当性などを勘案するとともに、会計監査人との面談、意見交換等を通じて適否の判断を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	37,500	-	55,000	-
連結子会社	2,730	-	1,365	-
計	40,230	-	56,365	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst&Young)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	2,969	500	3,994	618
計	2,969	500	3,994	618

(前連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連業務であり、EY Corporate Advisors Pte. Ltd.に対して支払っております。

(当連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連業務であり、EY Corporate Advisors Pte. Ltd.に対して支払っております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、当社グループの事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、双方協議のうえ監査等委員会の同意を得て監査報酬を決定します。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等に関し日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方式の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は以下のとおりです。

1. 取締役の報酬に係る基本方針

当社は、「取締役の報酬に係る基本方針」を定め、当該方針及び「取締役の個別の報酬の決定方針」に基づき、報酬に係る審議または決定が実施されるものとしています。

取締役の報酬に係る基本方針

- a. 企業価値・株主価値の向上を重視した報酬制度であること
- b. 競争力のある報酬制度であること
- c. 公平・公正な報酬制度であること

2. 取締役の報酬の構成

- a. 当社取締役(監査等委員を除く。)の報酬は基本報酬と非金銭報酬で構成しております。
- b. 当社取締役(監査等委員を除く。)の基本報酬は固定報酬(金銭)とし、非金銭報酬は株式報酬型ストックオプションとしています。
- c. 当社の株式報酬型ストックオプションは、中長期的な業績や株価を通じた企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進することを目的としております。また、発行する際には都度、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定しております。
- d. 監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の経営に対する独立性を鑑み、固定報酬(金銭)のみとしています。

3. 取締役の報酬等に関する株主総会決議日

取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2020年7月28日開催の第13回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。取締役(監査等委員を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額は、当該定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、年額100百万円以内(うち社外取締役を除く。)として決議いただいております。当該定時株主総会最終時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は3名(うち社外取締役は0名)です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、当該定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会最終時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

4. 取締役の個人別の報酬等の決定方針

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外役員のみで構成する指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。なお、監査等委員である取締役の報酬等の決定方針につきまして、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の経営に対する独立性を鑑み、固定報酬(金銭)のみとし、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

a. 基本報酬に係る方針

月例の固定報酬とし役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を総合的に勘案し、当社で定める報酬テーブルに定めた範囲内で決定するものとする。また、各事業年度に指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

b. 業績連動報酬に関する方針

当社は業績連動報酬を導入していないため、現時点で当該方針はございません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

中長期的な業績や株価を通じた企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進することを目的として決定するもの。また、発行する際には都度、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定することとする。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役(監査等委員を除く。)の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、役位、職責及び個別の業績等を総合的に勘案し指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する事項

取締役の報酬等を与える時期または条件の決定に関しては以下のとおりとする。

報酬を与える時期

基本報酬 : 任期開始日から任期終了日

非金銭報酬 : 任期開始日から任期終了日

条件の決定

基本報酬 : 任期開始日から最初に到来する取締役会において条件を決定する。

非金銭報酬 : 任期開始日から最初に到来する取締役会において条件を決定する。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会の決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬とその他の報酬の配分とする。

取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は当該答申の内容を尊重し決定をしなければならないものとする。なお、株式報酬については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

g. 取締役の個人別の報酬の決定を委任にした理由等

取締役会は、代表取締役川本寛之に対し各取締役の基本報酬とその他の報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性について確認しております。

なお、当事業年度における取締役の報酬等の決定過程における取締役会及び指名・報酬委員会の活動内容は、以下のとおりであります。

活動日	名称	活動内容
2022年6月10日	指名・報酬委員会	取締役の個人別報酬額に係る審議
2022年7月27日	取締役会	取締役の個人別報酬額に係る決議

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	ストック オプション	退職慰労金	
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)	123,600	123,600	-	-	2
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-
社外取締役	24,400	24,400	-	-	4

- (注) 1. 使用人兼務役員である者は存在しません。
2. 提出日現在において、業績連動報酬並びに業績連動型株式報酬は導入しておりません。
3. 上記には、2022年7月27日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれています。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、事業活動において取引先との関係維持・強化等及び当該会社株式を保有することが当社グループの企業価値向上及び中長期的な発展に資すると認められる株式を純投資目的以外の株式(政策保有株式)とし、それ以外の株式を純投資目的である投資株式として区分しています。

また、当社は投資株式の区分に関わらず当該会社株式を保有することができる方針としておりますが、純投資目的以外の株式においては、保有の意義を個別銘柄ごとに検討のうえ保有継続の是非を定例の取締役会において決定することとしております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、純投資目的以外の株式について、取引先との関係維持・強化等及び当該会社株式を保有することが当社グループの企業価値向上及び中長期的な発展に資すると認められる場合において保有することとしております。保有の適否においては、保有の意義を個別銘柄ごとに検討のうえ保有継続の是非を定例の取締役会において決定します。なお、当社は保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有しておりません。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)
非上場株式	7	220,000	5	35,904
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	4,096	(注) 1
非上場株式以外の株式	-	-	-

(注) 1 . 非上場株式については、市場価格がないことから、「評価損益の合計額」は記載していません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年5月1日から2023年4月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年5月1日から2023年4月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を的確に把握し、又は会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し情報収集等を行っております。現在、当社では同機構が主催する各種セミナー等への参加による情報収集に加えて、同機構を含む複数の社外組織から都度配信される会計基準等に関する情報を随時取得することにより、連結財務諸表等の適正性を確保することとしております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年4月30日)	当連結会計年度 (2023年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,302,742	10,464,169
売掛金及び契約資産	2 1,852,967	2 1,696,053
前払費用	533,760	557,887
未収入金	315,892	1,515,380
未収還付法人税等	213,049	20,056
暗号資産	595,634	441,953
その他	198,061	704,522
流動資産合計	10,012,108	15,400,024
固定資産		
有形固定資産		
建物	300,431	272,984
減価償却累計額	206,767	154,467
建物（純額）	93,663	118,516
工具、器具及び備品	388,884	394,880
減価償却累計額	353,885	347,305
工具、器具及び備品（純額）	34,999	47,575
有形固定資産合計	128,663	166,091
無形固定資産		
ソフトウェア	359,920	122,844
ソフトウェア仮勘定	2,548,821	4,284,682
その他	25,051	600
無形固定資産合計	2,933,793	4,408,127
投資その他の資産		
敷金及び保証金	283,325	201,510
投資有価証券	1,687,546	3,127,451
関係会社株式	1 475,057	1 208,860
その他の関係会社有価証券	1 2,340,035	1 2,565,378
繰延税金資産	184,905	94,942
その他	317,274	378,093
投資その他の資産合計	5,288,143	6,576,237
固定資産合計	8,350,600	11,150,456
資産合計	18,362,709	26,550,480

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年4月30日)	当連結会計年度 (2023年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	393,015	401,116
1年内償還予定の社債	-	160,000
1年内返済予定の長期借入金	3,049,208	2,126,817
資産除去債務	53,156	-
未払金	1,120,955	987,745
未払費用	69,714	71,042
未払法人税等	442,151	170,692
未払消費税等	41,334	394,358
預り金	70,938	83,039
賞与引当金	106,754	74,394
その他	3 395,350	3 459,496
流動負債合計	5,742,578	4,928,702
固定負債		
社債	-	260,000
長期借入金	2,368,124	4 2,394,726
資産除去債務	64,763	87,154
繰延税金負債	102,880	215,753
固定負債合計	2,535,767	2,957,634
負債合計	8,278,346	7,886,337
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,417,653	13,080,578
資本剰余金	3,425,432	5,029,958
利益剰余金	2,218,164	1,772,230
自己株式	2,058,370	-
株主資本合計	8,566,551	16,338,306
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	71,151	1,058,092
為替換算調整勘定	583,300	741,125
その他の包括利益累計額合計	654,451	1,799,217
新株予約権	385,108	371,271
非支配株主持分	478,251	155,347
純資産合計	10,084,362	18,664,143
負債純資産合計	18,362,709	26,550,480

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)	当連結会計年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)
売上高	1 18,942,037	1 16,009,705
売上原価	17,043,634	12,576,117
売上総利益	1,898,403	3,433,588
販売費及び一般管理費	2 4,160,571	2 2,986,404
営業利益又は営業損失()	2,262,168	447,184
営業外収益		
受取利息及び配当金	997	1,087
投資事業組合運用益	18,619	41,524
暗号資産売却益	22,201	-
補助金収入	14,787	11,561
消費税等免除益	28,963	-
持分法による投資利益	-	61,073
保険配当金	10,000	-
その他	7,807	17,330
営業外収益合計	103,376	132,577
営業外費用		
支払利息	36,681	50,061
為替差損	249,122	97,538
株式交付費	-	59,933
暗号資産評価損	851,441	344,261
持分法による投資損失	571,027	-
その他	22,981	47,015
営業外費用合計	1,731,255	598,809
経常損失()	3,890,047	19,048
特別利益		
投資有価証券売却益	11	352,177
関係会社清算益	-	16,316
新株予約権戻入益	-	2,072
特別利益合計	11	370,566
特別損失		
減損損失	3 1,906,092	-
投資有価証券評価損	126,296	204,922
関係会社株式評価損	217,684	254,653
役員退職慰労金	150,000	-
特別損失合計	2,400,072	459,575
税金等調整前当期純損失()	6,290,109	108,057
法人税、住民税及び事業税	436,777	68,925
法人税等調整額	247,447	300,013
法人税等合計	189,330	231,088
当期純利益又は当期純損失()	6,479,439	123,030
非支配株主に帰属する当期純損失()	205,744	322,903
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	6,273,694	445,933

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 5月 1日 至 2022年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2022年 5月 1日 至 2023年 4月30日)
当期純利益又は当期純損失 ()	6,479,439	123,030
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,639	986,941
為替換算調整勘定	335,668	174,459
持分法適用会社に対する持分相当額	217,653	16,634
その他の包括利益合計	1 549,682	1 1,144,765
包括利益	5,929,757	1,267,796
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,724,012	1,590,699
非支配株主に係る包括利益	205,744	322,903

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,399,470	3,407,249	4,336,840	1,058,438	16,085,121
会計方針の変更による累積的影響額			130,051		130,051
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,399,470	3,407,249	4,206,789	1,058,438	15,955,070
当期変動額					
新株の発行	18,183	18,183			36,367
剰余金の配当			151,259		151,259
親会社株主に帰属する当期純損失()			6,273,694		6,273,694
自己株式の取得				999,932	999,932
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	18,183	18,183	6,424,954	999,932	7,388,519
当期末残高	9,417,653	3,425,432	2,218,164	2,058,370	8,566,551

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	74,790	29,978	104,769	316,551	683,995	17,190,437
会計方針の変更による累積的影響額						130,051
会計方針の変更を反映した当期首残高	74,790	29,978	104,769	316,551	683,995	17,060,386
当期変動額						
新株の発行						36,367
剰余金の配当						151,259
親会社株主に帰属する当期純損失()						6,273,694
自己株式の取得						999,932
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,639	553,321	549,682	68,557	205,744	412,494
当期変動額合計	3,639	553,321	549,682	68,557	205,744	6,976,024
当期末残高	71,151	583,300	654,451	385,108	478,251	10,084,362

当連結会計年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,417,653	3,425,432	2,218,164	2,058,370	8,566,551
当期変動額					
新株の発行	3,662,925	3,662,925			7,325,850
親会社株主に帰属する当期純利益			445,933		445,933
自己株式の取得				29	29
自己株式の消却		2,058,399		2,058,399	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	3,662,925	1,604,525	445,933	2,058,370	7,771,754
当期末残高	13,080,578	5,029,958	1,772,230	-	16,338,306

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	71,151	583,300	654,451	385,108	478,251	10,084,362
当期変動額						
新株の発行						7,325,850
親会社株主に帰属する当期純利益						445,933
自己株式の取得						29
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	986,941	157,824	1,144,765	13,836	322,903	808,025
当期変動額合計	986,941	157,824	1,144,765	13,836	322,903	8,579,780
当期末残高	1,058,092	741,125	1,799,217	371,271	155,347	18,664,143

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)	当連結会計年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	6,290,109	108,057
減価償却費	857,380	323,474
減損損失	1,906,092	-
株式報酬費用	102,306	42,273
賞与引当金の増減額(は減少)	3,822	33,888
受取利息及び受取配当金	997	1,087
支払利息	36,681	50,061
為替差損益(は益)	191,266	49,461
補助金収入	14,787	11,561
持分法による投資損益(は益)	571,027	61,073
投資事業組合運用損益(は益)	18,619	41,524
暗号資産評価損益(は益)	851,441	344,261
暗号資産売却損益(は益)	22,201	-
関係会社株式評価損	217,684	254,653
投資有価証券売却損益(は益)	11	352,177
投資有価証券評価損益(は益)	126,296	204,922
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	14,907	171,407
仕入債務の増減額(は減少)	152,151	6,266
株式交付費	-	59,933
未払金の増減額(は減少)	81,457	156,999
未払消費税等の増減額(は減少)	25,005	353,019
未収入金の増減額(は増加)	64,328	1,199,400
前払費用の増減額(は増加)	121,830	22,638
未収消費税等の増減額(は増加)	62,272	90,090
その他	47,688	172,723
小計	1,540,875	134,138
利息及び配当金の受取額	997	1,087
利息の支払額	33,361	49,250
事業構造改革費用の支払額	4,419	-
補助金の受取額	14,787	11,561
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	910,156	268,900
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,473,028	171,363
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	29,175	80,523
無形固定資産の取得による支出	1,686,956	1,745,557
投資有価証券の売却による収入	3,815	349,654
投資有価証券の取得による支出	49,900	219,933
その他の関係会社有価証券の取得による支出	345,420	407,910
暗号資産等の取得による支出	-	588,961
暗号資産の売却による収入	948,491	-
投資事業組合からの分配による収入	1,469,033	333,303
敷金及び保証金の支払による支出	3,466	20,375
敷金及び保証金の返還による収入	92,217	64,176
資産除去債務の履行による支出	-	29,924
投資活動によるキャッシュ・フロー	398,638	2,346,051

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 5月 1日 至 2022年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2022年 5月 1日 至 2023年 4月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	9,634,250	4,888,000
長期借入金の返済による支出	8,732,806	5,795,788
社債の発行による収入	-	493,710
社債の償還による支出	-	80,000
株式の発行による収入	39	7,205,979
自己株式の取得による支出	999,932	29
配当金の支払額	150,008	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	248,456	6,711,872
現金及び現金同等物に係る換算差額	133,078	67,025
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,189,768	4,261,483
現金及び現金同等物の期首残高	8,492,510	6,302,742
現金及び現金同等物の期末残高	1 6,302,742	1 10,564,225

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

株式会社エイリム

株式会社FgG

株式会社グラムス

gumi Asia Pte. Ltd.

台湾谷米數位科技有限公司

株式会社gumi ventures

株式会社gumi X Reality

Tokyo XR Startups株式会社

株式会社gumi X studio

gumi America, Inc.

株式会社gumi Cryptos

株式会社gC Labs

gC Games Pte. Ltd.

gC Incubation Pte. Ltd.

当連結会計年度より、株式会社gC Labs、gC Games Pte. Ltd. 及びgC Incubation Pte. Ltd. は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、gumi Canada, Inc.及びgumi Luxembourg Sarl.は清算終了により連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

gumi Investment Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社1社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 6社

主要な会社名

VR Fund,L.P.、合同会社gumi Cryptos Capital、gumi Cryptos Capital Fund II Parallel, LP

なお、gumi Cryptos Capital Fund II Parallel, LPの決算日は12月31日ですが、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、Seoul XR Startups, Inc.他3社の決算日は12月31日ですが、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

主要な会社名

gumi Investment Limited、株式会社ゆにクリエイト、株式会社mikai

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、台湾谷米數位科技有限公司及びgumi ventures 3号投資事業有限責任組合他2社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

イ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち持分相当額を加減する方法によっております。

暗号資産

活発な市場が存在するもの

期末日の市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額としております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主に定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～15年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ユーザーに対するアイテム課金に係る収益

当社グループは、スマートフォン・タブレット端末等向けのモバイルオンラインゲームを配信しております。多くの場合、ユーザーに対し、ゲームは無料で提供し、ゲーム内で使用するアイテム等を有料で提供しております。当該サービスにおいては、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社グループがアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、顧客によるアイテム交換後の利用期間を見積り、当該見積り利用期間にわたって収益を認識しております。

ゲームの共同開発・運営企業に対する役務提供に係る収益

当社グループでは、スマートフォン・タブレット端末等向けのモバイルオンラインゲームを他社と共同で開発・運営しております。当該サービスにおいては、顧客である協業企業に対し、当社グループが開発・運営業務等の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。当社グループが顧客から受取る対価は、ユーザーからの課金額に応じて算定され、当社グループから顧客への請求額として確定した時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。)に従っております。

(重要な会計上の見積り)

ソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定の減損

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
減損損失	1,906,092	-
ソフトウェア	359,920	122,844
ソフトウェア仮勘定	2,548,821	4,284,682

2. 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

算出方法

当社グループの当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているソフトウェア及びソフトウェア仮勘定は、主に自社開発ゲームに係る開発費を資産計上したものであります。資産のグルーピングは、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位で行っており、主にゲームタイトルを資金生成単位としております。

減損の兆候を識別した場合には、取締役会及び常勤役員会で承認された事業計画を基礎に算定された割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定されたものについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、月間アクティブユーザー数であります。この仮定は、過去の経験、業界動向、ユーザー数増加施策の期待効果等を反映しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第43号 2022年8月26日)

(1) 概要

2019年5月に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(2019年法律第28号)により、金融商品取引法が改正され、いわゆる投資性ICO(Initial Coin Offering。企業等がトークン(電子的な記録・記号)を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称)は金融商品取引法の規制対象とされ、各種規定の整備が行われたことを踏まえ、「金融商品取引業等に関する内閣府令」における電子記録移転有価証券表示権利等の発行・保有等に係る会計上の取扱いを明らかにすることを目的として企業会計基準委員会から公表されたものです。

(2) 適用予定日

2024年4月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)

「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年4月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(追加情報)

当社及び一部の連結子会社は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）における暗号資産を保有しております。なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

1. 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (2022年4月30日)	当連結会計年度 (2023年4月30日)
保有する暗号資産	595,634千円	441,953千円
合計	595,634千円	441,953千円

2. 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

(1) 活発な市場が存在する暗号資産

種類	前連結会計年度 (2022年4月30日)			当連結会計年度 (2023年4月30日)		
	保有数	単位	連結貸借対照表計上額	保有数	単位	連結貸借対照表計上額
KLAY	5,712,741	KLAY	558,438千円	6,747,630	KLAY	202,733千円
OAS	-	OAS	- "	5,245,775	OAS	63,131 "
FNCT	-	FNCT	- "	187,707,648	FNCT	55,186 "
AVAX	-	AVAX	- "	23,391	AVAX	53,904 "
GXE	-	GXE	- "	7,428,590	GXE	42,773 "
TFUEL	2,260,411	TFUEL	37,196 "	2,260,411	TFUEL	15,341 "
ETH	-	ETH	- "	35	ETH	8,834 "
その他	-	-	- "	-	-	49 "
合計	-	-	595,634千円	-	-	441,953千円

(2) 活発な市場が存在しない暗号資産

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年4月30日)	当連結会計年度 (2023年4月30日)
関係会社株式	475,057千円	208,860千円
その他の関係会社有価証券	2,340,035 "	2,565,378 "

2 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年4月30日)	当連結会計年度 (2023年4月30日)
売掛金	1,846,901千円	1,659,479千円
契約資産	6,066 "	36,573 "

3 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年4月30日)	当連結会計年度 (2023年4月30日)
契約負債	380,496千円	447,322千円

4 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。契約に基づく借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2022年4月30日)	当連結会計年度 (2023年4月30日)
貸出コミットメントの総額	- 千円	1,500,000千円
借入実行残高	- "	1,000,000 "
差引額	- 千円	500,000千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)	当連結会計年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)
広告宣伝費	2,160,266千円	1,244,985千円
給料手当	545,252 "	451,869 "
賞与引当金繰入額	13,738 "	14,798 "

3 減損損失

当社グループは以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

場所	用途	種類	減損損失額(千円)
東京都新宿区	事業用資産	ソフトウェア	1,906,092

資産のグルーピングは、主にゲームタイトルを単位としてグルーピングを行っております。

資産または資産グループが、当初予定していた収益を見込めなくなった場合、回収可能性を考慮し減損損失を認識し、特別損失に計上しております。

事業用資産について、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、当該資産は将来キャッシュ・フローがマイナスであるため回収可能額を零としております。

当連結会計年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年 5月 1日 至 2022年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 2022年 5月 1日 至 2023年 4月 30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	5,997千円	1,485,613千円
組替調整額	- "	- "
税効果調整前	5,997千円	1,485,613千円
税効果額	2,357 "	498,672 "
その他有価証券評価差額金	3,639千円	986,941千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	335,668千円	151,902千円
組替調整額	- "	22,556 "
税効果調整前	335,668千円	174,459千円
税効果額	- "	- "
為替換算調整勘定	335,668千円	174,459千円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	217,653千円	16,634千円
持分法適用会社に対する 持分相当額	217,653千円	16,634千円
その他の包括利益合計	549,682千円	1,144,765千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式(株)	31,231,900	39,500	-	31,271,400

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 39,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式(株)	980,039	1,121,000	-	2,101,039

(変動事由の概要)

自己株式の株式数の増加は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による増加1,121,000株であります。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第16回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	61,315
	第17回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	16,578
	第19回新株予約権	普通株式	99,500	-	-	99,500	298
	第20回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	65,600
	第21回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	34,768
	第22回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	78,880
	第23回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	99,194
	第24回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	28,472
合計		-	99,500	-	-	99,500	385,108

(注) 1. 第24回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年 7月28日 定時株主総会	普通株式	151,259	利益剰余金	5	2021年 4月30日	2021年 7月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式(株)	31,271,400	10,310,900	2,101,066	39,481,234

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による増加	9,980,000株
新株予約権の権利行使による増加	330,900株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少	2,101,066株
--------------	------------

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式(株)	2,101,039	27	2,101,066	-

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少	2,101,066株
--------------	------------

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第16回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	-	-	-	-	-	61,315
	第19回新株予約権	普通株式	99,500	-	99,500	-	-
	第20回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	-	-	-	-	-	65,600
	第21回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	-	-	-	-	-	32,800
	第22回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	-	-	-	-	-	78,880
	第23回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	-	-	-	-	-	68,670
	第24回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	-	-	-	-	-	64,006
合計		-	99,500	-	99,500	-	371,271

(注) 1. 第19回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。
2. 第24回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 7月26日 定時株主総会	普通株式	197,406	資本剰余金	5	2023年 4月30日	2023年 7月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年 5月 1日 至 2022年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 2022年 5月 1日 至 2023年 4月 30日)
現金及び預金	6,302,742千円	10,464,169千円
預け金(流動資産の「その他」)	- "	100,055 "
現金及び現金同等物	6,302,742千円	10,564,225千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、金利の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、発行体の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループでは、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

投資有価証券は、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年4月30日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	5,037	5,037	-
資産計	5,037	5,037	-
(1) 長期借入金 (1年内返済予定分も含む)	5,417,332	5,417,332	-
負債計	5,417,332	5,417,332	-

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」及び「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は1,264,300千円であります。

(*3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は3,233,300千円であります。

当連結会計年度(2023年4月30日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,668,973	1,668,973	-
資産計	1,668,973	1,668,973	-
(2) 社債 (1年内返済予定分も含む)	420,000	421,836	1,836
(3) 長期借入金 (1年内返済予定分も含む)	4,521,544	4,521,544	-
負債計	4,941,544	4,943,380	1,836

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」及び「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は751,932千円であります。

(*3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は3,480,784千円であります。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2022年4月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	6,301,879	-	-	-
売掛金	1,846,901	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	5,037	-	-	-
合計	8,153,818	-	-	-

当連結会計年度(2023年4月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	10,464,169	-	-	-
売掛金	1,659,479	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	4,882	-	-
合計	12,123,649	4,882	-	-

(注) 2. 長期借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2022年4月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	3,049,208	1,633,484	734,640	-	-	-
合計	3,049,208	1,633,484	734,640	-	-	-

当連結会計年度(2023年4月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,126,817	1,177,973	1,216,753	-	-	-
社債	160,000	160,000	100,000	-	-	-
合計	2,286,817	1,337,973	1,316,753	-	-	-

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2022年4月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
債券	5,037	-	-	5,037
資産計	5,037	-	-	5,037

当連結会計年度(2023年4月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,464,091	-	-	1,464,091
債券	4,882	-	-	4,882
その他	-	-	200,000	200,000
資産計	1,468,973	-	200,000	1,668,973

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2022年4月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	-	5,417,332	-	5,417,332
負債計	-	5,417,332	-	5,417,332

当連結会計年度(2023年4月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債 (1年内償還予定分を含む)	-	421,836	-	421,836
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	-	4,521,544	-	4,521,544
負債計	-	4,943,380	-	4,943,380

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。その他は非上場株式の新株予約権であります。投資時期と連結会計年度末が近く、時価と帳簿価額が近似すると考えて帳簿価額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2022年4月30日)

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表の計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	5,037	3,443	1,594
	その他	-	-	-
	小計	5,037	3,443	1,594
連結貸借対照表の計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		5,037	3,443	1,594

(注) 1. 非上場株式等(当連結会計年度の貸借対照表計上額は、1,682,509千円)については、市場価格のない株式等であるため記載しておりません。

当連結会計年度(2023年4月30日)

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表の計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,464,091	2,920	1,461,170
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	1,464,091	2,920	1,461,170
連結貸借対照表の計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	4,882	5,183	301
	その他	200,000	200,000	-
	小計	204,882	205,183	301
合計		1,668,973	208,104	1,460,869

(注) 1. 非上場株式等(当連結会計年度の貸借対照表計上額は、1,658,478千円)については、市場価格のない株式等であるため記載しておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	11	11	-
合計	11	11	-

当連結会計年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	389,654	352,177	-
合計	389,654	352,177	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

有価証券について126,296千円(その他有価証券126,296千円)減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

有価証券について204,922千円(その他有価証券204,922千円)減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 5月 1日 至 2022年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2022年 5月 1日 至 2023年 4月30日)
売上原価	47,515	27,890
販売費及び一般管理費	54,790	14,383

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 5月 1日 至 2022年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2022年 5月 1日 至 2023年 4月30日)
新株予約権戻入益	-	2,072

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2013年11月20日 臨時株主総会 第11回新株予約権	2014年 5月27日 臨時株主総会 第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社監査役 1名 子会社取締役 1名 当社従業員 3名	当社取締役 2名 子会社取締役 5名 当社従業員 9名 子会社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 245,000株 (注) 1	普通株式 562,500株 (注) 1
付与日	2014年 2月20日	2014年 9月 6日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2014年 2月21日 至 2023年11月20日 (注) 3	自 2014年 9月 7日 至 2024年 5月27日 (注) 4

決議年月日	2017年7月26日 取締役会 第16回新株予約権	2018年7月27日 取締役会 第20回新株予約権	2018年7月27日 取締役会 第21回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社取締役 2名	子会社取締役 2名 当社従業員 29名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 67,100株	普通株式 100,000株	普通株式 161,000株
付与日	2017年8月14日	2018年8月14日	2018年8月14日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社又は当社関係会社の取締役または従業員の地位を喪失した日の翌日10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者は、上記の規定に関わらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日10日(10日目日が休日にあたる場合には翌営業日)を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者は、上記の規定に関わらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者は、上記の規定に関わらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	自 2017年8月14日 至 2018年7月31日	自 2018年8月14日 至 2019年7月31日	自 2018年8月14日 至 2020年8月12日
権利行使期間	自 2018年8月10日 至 2048年8月9日	自 2019年8月13日 至 2048年8月12日	自 2020年8月13日 至 2023年8月12日

決議年月日	2020年7月29日 取締役会 第22回新株予約権	2020年7月29日 取締役会 第23回新株予約権	2021年7月29日 取締役会 第24回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	子会社取締役 1名 当社従業員 25名	子会社取締役 1名 当社従業員 34名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 80,000株	普通株式 122,000株	普通株式 101,500株
付与日	2020年8月14日	2020年8月14日	2021年8月18日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までに限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者は、上記の規定に関わらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者は、上記の規定に関わらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者は、上記の規定に関わらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	自 2020年8月14日 至 2021年7月31日	自 2018年8月14日 至 2022年7月31日	自 2021年8月18日 至 2023年7月31日
権利行使期間	自 2021年8月1日 至 2050年7月31日	自 2022年8月1日 至 2025年7月31日	自 2023年8月1日 至 2026年7月31日

- (注) 1. 当社は、2014年8月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますので、株式数は、株式分割考慮後の株式数により記載しております。
2. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後6ヶ月を経過した日又は2015年8月28日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて2015年8月28日以降に付与された権利の内の3分の2、2016年8月28日以降に残り3分の1を行使できるものとする。
3. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後6ヶ月を経過した日又は2016年2月21日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて2016年2月21日以降に付与された権利の内の3分の2、2017年2月21日以降に残り3分の1を行使できるものとする。
4. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後6ヶ月を経過した日又は2016年9月7日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて2016年9月7日以降に付与された権利の内の3分の2、2017年9月7日以降に残り3分の1を行使できるものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年4月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	2013年4月30日 臨時株主総会 第9回新株予約権	2013年11月20日 臨時株主総会 第11回新株予約権	2014年5月27日 臨時株主総会 第13回新株予約権	2017年7月26日 取締役会 第16回新株予約権
権利確定前				
前連結会計年度末 (株)	-	-	-	-
付与 (株)	-	-	-	-
失効 (株)	-	-	-	-
権利確定 (株)	-	-	-	-
未確定残 (株)	-	-	-	-
権利確定後				
前連結会計年度末 (株)	172,500	21,000	137,500	50,300
権利確定 (株)	-	-	-	-
権利行使 (株)	172,500	-	-	-
失効 (株)	-	-	5,000	-
未行使残 (株)	-	21,000	132,500	50,300

決議年月日	2017年7月26日 取締役会 第17回新株予約権	2018年7月27日 取締役会 第20回新株予約権	2018年7月27日 取締役会 第21回新株予約権	2020年7月29日 取締役会 第22回新株予約権
権利確定前				
前連結会計年度末 (株)	-	-	-	-
付与 (株)	-	-	-	-
失効 (株)	-	-	-	-
権利確定 (株)	-	-	-	-
未確定残 (株)	-	-	-	-
権利確定後				
前連結会計年度末 (株)	13,600	100,000	53,000	80,000
権利確定 (株)	-	-	-	-
権利行使 (株)	11,900	-	3,000	-
失効 (株)	1,700	-	-	-
未行使残 (株)	-	100,000	50,000	80,000

決議年月日	2020年7月29日 取締役会 第23回新株予約権	2021年7月29日 取締役会 第24回新株予約権
権利確定前		
前連結会計年度末 (株)	114,000	96,500
付与 (株)	-	-
失効 (株)	-	5,000
権利確定 (株)	114,000	-
未確定残 (株)	-	91,500
権利確定後		
前連結会計年度末 (株)	-	-
権利確定 (株)	114,000	-
権利行使 (株)	44,000	-
失効 (株)	-	-
未行使残 (株)	70,000	-

(注) 1. 当社は、2014年8月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますので、第9回新株予約権から第13回新株予約権につき、株式数は、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

単価情報

決議年月日	2013年4月30日 臨時株主総会 第9回新株予約権	2013年11月20日 臨時株主総会 第11回新株予約権	2014年5月27日 臨時株主総会 第13回新株予約権	2017年7月26日 臨時株主総会 第16回新株予約権
権利行使価格 (円)	600	714	1,362	1
行使時平均株価 (円)	774	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-	1,219

決議年月日	2017年7月26日 取締役会 第17回新株予約権	2018年7月27日 取締役会 第20回新株予約権	2018年7月27日 取締役会 第21回新株予約権	2020年7月29日 取締役会 第22回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	678	-	913	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	1,219	656	656	986

決議年月日	2020年7月29日 取締役会 第23回新株予約権	2021年7月29日 取締役会 第24回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	787	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	981	797

(注) 1. 当社は、2014年8月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますので、第9回新株予約権から第13回新株予約権につき、分割後の価格に換算して記載しております。

- 4 . 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。
- 5 . スtock・オプションの権利確定数の見積方法
将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
- 6 . 当連結会計年度末における本源的価値の合計額
378千円
- 7 . 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
30,010千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年4月30日)	当連結会計年度 (2023年4月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,608千円	41,485千円
未払金	151,767 "	217,032 "
賞与引当金	26,887 "	17,005 "
減価償却超過額	2,081,108 "	1,753,302 "
投資有価証券評価損	539,408 "	589,639 "
株式報酬費用	117,846 "	113,609 "
税務上の繰越欠損金(注)2	1,208,809 "	1,524,145 "
資産除去債務	28,460 "	22,352 "
その他	121,923 "	98,852 "
繰延税金資産小計	4,279,821千円	4,377,427千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	1,208,676千円	1,524,145千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引 当額	2,700,213 "	2,360,508 "
評価性引当額小計(注)1	3,908,889千円	3,884,654千円
繰延税金資産合計	370,932千円	492,773千円
繰延税金負債		
暗号資産評価益	113,372千円	28,583千円
資産除去債務に対応する除去費用	10,739 "	21,951 "
海外子会社の留保利益	52,231 "	28,258 "
その他有価証券評価差額金	23,946 "	529,199 "
その他	88,616 "	5,590 "
繰延税金負債合計	288,907千円	613,583千円
繰延税金資産の純額	82,024千円	120,810千円

(注) 1. 評価性引当額が24,235千円減少しております。この減少の主な内容は、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年4月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (3)	-	-	-	4,392	12,307	1,192,110	1,208,809千円
評価性引当額	-	-	-	4,392	12,307	1,191,977	1,208,676千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	133	(4)133千円

(3) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(4) 税務上の繰越欠損金1,208,809千円について、繰延税金資産133千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2023年4月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (3)	-	-	2,871	9,553	178,333	1,333,386	1,524,145千円
評価性引当額	-	-	2,871	9,553	178,333	1,333,386	1,524,145千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	- 千円

(3) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「繰延税金負債」の「その他」に含めていた「その他有価証券評価差額金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度において、「その他」に表示していた 50,934千円は、「その他有価証券評価差額金」 23,946千円、「その他」 26,988千円として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。
- 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,812,179	1,846,901
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,846,901	1,659,479
契約資産(期首残高)	-	6,066
契約資産(期末残高)	6,066	36,573
契約負債(期首残高)	130,051	380,496
契約負債(期末残高)	380,496	447,322

契約資産は受託ソフトウェア開発において進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であります。

契約負債はアイテム課金に係る顧客からの前受金及び残存履行義務であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものの額は380,496千円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び当社グループが保有するIPの各種権利許諾のうち売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては、注記の対象に含めておりません。また、前連結会計年度において、既存の契約から翌期以降に認識することが見込まれる収益の金額に重要性はありません。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	592,475
1年超	84,214
合計	676,689

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能なものであり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、技術の発展に伴い急速に変化しつつある事業環境のもと、新たなテクノロジーを活用したエンターテインメントサービスを提供することを目指しており、「モバイルオンラインゲーム事業」、「メタバース事業」の2つを報告セグメントとしております。「モバイルオンラインゲーム事業」においては、国内外にてスマートフォンに特化したネイティブアプリゲームの開発・運営を行っております。「メタバース事業」においては、特にブロックチェーン領域において、当該技術を用いたプロダクトを開発する国内外の有力企業への投資及び投資を通じたコンテンツの配信等を行い、将来における収益基盤の構築を図っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	モバイルオンラインゲーム事業	メタバース事業	
売上高			
国内	14,938,587	15,956	14,954,544
海外	3,810,055	7,522	3,817,577
顧客との契約から生じる収益	18,748,642	23,478	18,772,121
その他の収益	-	169,916	169,916
外部顧客への売上高	18,748,642	193,395	18,942,037
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-
計	18,748,642	193,395	18,942,037
セグメント利益又は損失()	2,261,572	595	2,262,168
セグメント資産	13,541,731	4,820,977	18,362,709
その他の項目			
減価償却費	857,380	-	857,380
減損損失	1,906,092	-	1,906,092
持分法適用会社への投資額	-	2,425,082	2,425,082
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,716,131	-	1,716,131

(注) 1. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。また、収益分解情報は「国内」及び「海外」に区分し、モバイルオンラインゲーム事業においては日本語版タイトルの売上高を「国内」、海外言語版タイトルの売上高を「海外」として記載しております。

当連結会計年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	モバイルオンラインゲーム事業	メタバース事業	
売上高			
国内	12,915,794	403,913	13,319,707
海外	2,555,857	7,337	2,563,194
顧客との契約から生じる収益	15,471,651	411,250	15,882,902
その他の収益	-	126,803	126,803
外部顧客への売上高	15,471,651	538,053	16,009,705
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	15,471,651	538,053	16,009,705
セグメント利益又は損失()	735,392	288,208	447,184
セグメント資産	19,297,665	7,252,815	26,550,480
その他の項目			
減価償却費	323,474	-	323,474
減損損失	-	-	-
持分法適用会社への投資額	-	2,638,882	2,638,882
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	1,826,081	-	1,826,081

(注) 1. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。また、収益分解情報は「国内」及び「海外」に区分し、モバイルオンラインゲーム事業においては日本語版タイトルの売上高を「国内」、海外言語版タイトルの売上高を「海外」として記載しております。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

(前連結会計年度)

当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。これにより、従来の方と比較して、モバイルオンラインゲーム事業では当連結会計年度の売上高は250,445千円減少し、セグメント損失は250,445千円増加していません。

(当連結会計年度)

従来、セグメント情報における報告セグメントについては、「モバイルオンラインゲーム事業」「XR事業（VR、AR、MR等）」「ブロックチェーン事業」の3区分としておりましたが、これまで獲得してきた知見を融合し、仮想空間の下に現実世界と同等の経済圏を構築し得るコンテンツ開発を行うべく、これまで別セグメントとして位置付けていた「XR事業（VR、AR、MR等）」と「ブロックチェーン事業」を、「メタバース事業」として再整理することを2022年4月26日開催の取締役会において決定し、当連結会計年度の期首より「モバイルオンラインゲーム事業」及び「メタバース事業」の2区分に変更しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の報告セグメントに基づき作成したものを開示しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報として同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社グループはネットワーク上でプラットフォームを通じて外部顧客へ販売を行っていることから個別の販売先の把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	シンガポール	その他の国又は地域	合計
114,865	6,936	6,861	128,663

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.	7,150,125	モバイルオンラインゲーム事業
株式会社スクウェア・エニックス	6,679,998	モバイルオンラインゲーム事業
Google Inc.	4,728,365	モバイルオンラインゲーム事業

当連結会計年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報として同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社グループはネットワーク上でプラットフォームを通じて外部顧客へ販売を行っていることから個別の販売先の把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	シンガポール	その他の国又は地域	合計
123,284	39,628	3,178	166,091

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.	5,842,064	モバイルオンラインゲーム事業
株式会社スクウェア・エニックス	5,107,714	モバイルオンラインゲーム事業
Google Inc.	4,128,639	モバイルオンラインゲーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

セグメント情報として同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等
前連結会計年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	SBI ホールディ ングス株式 会社	東京都 港区	139,272 百万円	株式等の保 有を通じた 企業グルー プの統括・ 運営等	(被所有) 直接22.29	資本業務提 携	第三者割当 増資 (注1)	6,230,400	-	-

(注) 1. 当社の行った第三者割当増資を1株につき708円で引き受けたものであります。SBIホールディングス株式会社は、当該取引をもって当社のその他の関係会社に該当することとなりました。なお、議決権等の被所有割合は、期末時点での割合を記載しております。

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
前連結会計年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 個人主要 株主	國光宏尚	-	-	当社 取締役会長	(被所有) 直接3.67	当社 取締役会長	自己株式の取 得 (注)1	999,932	-	-

(注) 1. 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引価格は取引前日の終値(最終特別気配を含む)によるものであります。
2. 國光宏尚氏は、2021年7月28日開催の定時株主総会終結の時をもって当社取締役会長を退任し、関連当事者に該当しなくなっております。なお、議決権等の被所有割合は、直前の被所有割合を記載しております。

当連結会計年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	川本寛之	-	-	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接2.72	当社 代表取締役 社長	ストック オプションの 権利行使	48,000	-	-

(注) 1. スtock・オプションの権利行使は、権利付与時の契約によっております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等
該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	VR Fund, L.P.	アメリカ カリフォル ニア州	37,518 千米ドル	VR/ARに 係る投資	(所有) 直接33.3	VR/AR 投 資 事業におけ る協業	投資事業 組合からの 分配 (注)1	913,183	-	-
関連会社	合同会社 gumi Cryptos Capital	東京都 新宿区	5,000 千円	ブロッ クチェー ンに係 る投資	(所有) 直接42.9	ブロッ クチェー ン投 資事業に おける 協業	投資事業 組合からの 分配 (注)1	481,094	-	-
関連会社	gumi Cryptos Capital Fund II Parallel, LP	ケイマン 諸島	3,000 千米ドル	ブロッ クチェー ンに係 る投資	(所有) 直接33.3	ブロッ クチェー ン投 資事業に おける 協業	出資の引受 (注)2	345,420	-	-

(注) 1 . 投資事業有限責任組合契約に基づき出資をしております。

(注) 2 . キャピタルコール方式による出資の引受であります。

当連結会計年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	VR Fund, L.P.	アメリカ カリフォル ニア州	37,518 千米ドル	VR/ARに 係る投資	(所有) 直接33.3	VR/AR 投 資 事業におけ る協業	投資事業 組合からの 分配 (注)1	458,268	-	-
関連会社	gumi Cryptos Capital Fund II Parallel, LP	ケイマン 諸島	3,000 千米ドル	ブロッ クチェー ンに係 る投資	(所有) 直接33.3	ブロッ クチェー ン投 資事業に おける 協業	出資の引受 (注)2	407,910	-	-

(注) 1 . 投資事業有限責任組合契約に基づき出資をしております。

(注) 2 . キャピタルコール方式による出資の引受であります。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当事項はありません。

2 . 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年 5 月 1 日 至 2022年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 2022年 5 月 1 日 至 2023年 4 月30日)
1 株当たり純資産額	316.11 円	459.40 円
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額()	214.07 円	13.83 円
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額	- 円	13.05 円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの 1 株当たり当期純損失のため、記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額()及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2021年 5 月 1 日 至 2022年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 2022年 5 月 1 日 至 2023年 4 月30日)
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失 金額()		
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に 帰属する当期純損失金額()(千円)	6,273,694	445,933
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額 又は親会社株主に帰属する当期純損失金額()(千円)	6,273,694	445,933
普通株式の期中平均株式数(株)	29,306,750	32,241,761
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	452,741
(うち新株予約権(株))	(-)	(452,741)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	第13回新株予約権 新株予約権の数265個(普通 株式132,500株)

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2022年 4 月30日)	当連結会計年度 (2023年 4 月30日)
純資産の部の合計額(千円)	10,084,362	18,664,143
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	863,359	526,619
(うち新株予約権(千円))	(385,108)	(371,271)
(うち非支配株主持分(千円))	(478,251)	(155,347)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	9,221,003	18,137,524
1 株あたり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	29,170,361	39,481,234

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少)

当社は、2023年6月9日開催の取締役会において、2023年7月26日開催の第16回定時株主総会に資本準備金の額の減少について付議することを決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少の目的

今回の資本準備金の額の減少は、財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的な資本政策を可能とすることを目的とし、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

(2) 資本準備金の額の減少の要領

減少する資本準備金の額

2023年4月30日現在の資本準備金の額4,131,684千円のうち4,131,684千円を減少して、-千円といたします。

資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	2023年6月9日
債権者異議申述最終日	2023年7月19日
株主総会決議日	2023年7月26日
効力発生日	2023年7月26日

(4) その他重要な事項

本件は、「純資産の部」における科目間の振替処分であり、当社の純資産額には変動はなく、また、発行済株式総数の変更または払戻し、業績に与える影響はございません。

(報告セグメントの名称変更)

従来、セグメント情報における報告セグメントについては、「モバイルオンラインゲーム事業」及び「メタバース事業」の2セグメントとしておりましたが、「メタバース事業」においては、ブロックチェーン領域に関しては一層の経営資源を投下のうえ様々な取り組みを行っている一方、XR領域(VR、AR、MR等)に関しては現状投資回収が主となっており、市場参入には一定程度の期間を要するものと考えております。このような状況を踏まえ、当社の事業内容をより適切に表現すべく、報告セグメントの名称を「ブロックチェーン等事業」に変更することを決定いたしました。2024年4月期より、「モバイルオンラインゲーム事業」と「ブロックチェーン等事業」の2セグメントにて事業を推進してまいります。なお、当該変更は報告セグメントの名称変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

(会社分割)

当社は、ブロックチェーン等事業を新たな収益の基軸とすべく、積極的な事業展開を図っており、当該事業の収益力の拡大を図るにあたっては、コンテンツ開発やノード運営もさることながら、提携先との更なる事業連携等も機動的に推進していく必要があります。こうした状況下において、投資を除くブロックチェーン等事業全般を管掌する新会社として株式会社gC Labsを2023年3月15日に設立いたしました。

今般、新設会社の設立が完了したため、当社が有するgC Games Pte. Ltd.を海外における事業推進拠点として位置付け、gC Games Singapore Pte. Ltd.に商号変更のうえ吸収分割の手法を用いて同社株式を新設会社に承継させること(以下、「第一会社分割」)、株式会社gumi X Realityが有する株式会社gumi X studioを日本における事業推進拠点として位置付け、株式会社gC Gamesに商号変更のうえ吸収分割の手法を用いて同社株式を新設会社に承継させること(以下、「第二会社分割」)を2023年5月1日に行いました。これにより、経営責任の明確化、経営判断の迅速化を実現することで、当社グループの更なる企業価値の向上を目指してまいります。

第一会社分割

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業名称 株式管理事業

事業内容 ブロックチェーン等事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動等の支配、管理並びにそれに附帯関連する一切の事業等

(2) 企業結合日 2023年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、株式会社gC Labsを承継会社とする簡易吸収分割です。

(4) 結合後企業の名称 株式会社gC Labs

(5) その他取引の概要に関する事項

株式会社gC Labsは、当社が株式管理事業に関して有するgC Games Singapore Pte. Ltd. (旧gC Games Pte. Ltd.) の株式すべての権利を承継いたします。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理をいたします。

第二会社分割

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業名称 株式管理事業

事業内容 ブロックチェーン等事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動等の支配、管理並びにそれに附帯関連する一切の事業等

(2) 企業結合日 2023年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社gumi X Realityを分割会社とし、株式会社gC Labsを承継会社とする吸収分割です。

(4) 結合後企業の名称 株式会社gC Labs

(5) その他取引の概要に関する事項

株式会社gC Labsは、株式会社gumi X Realityが株式管理事業に関して有する株式会社gC Games (旧株式会社gumi X studio) の株式すべての権利を承継いたします。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理をいたします。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社gumi	第1回無担保社債	2022年 9月16日	-	420,000 (160,000)	0.34 (注2)	なし	2025年 9月25日
合計	-	-	-	420,000 (160,000)	-	-	-

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 2023年3月25日の翌日以降においては、変動金利であります。

3. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
160,000	160,000	100,000	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	3,049,208	2,126,817	0.86	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	2,368,124	2,394,726	1.01	2024年～2026年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	5,417,332	4,521,544	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,177,973	1,216,753	-	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	4,280,733	8,308,151	12,314,032	16,009,705
税金等調整前四半期 純利益又は 税金等調整前四半期 (当期)純損失() (千円)	790,045	264,816	209,406	108,057
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益又は親会社株 主に帰属する四半期 純損失() (千円)	570,153	55,215	222,226	445,933
1株当たり四半期 (当期)純利益金額又 は1株当たり四半期 純損失金額() (円)	19.54	1.89	7.42	13.83

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益金額又は1株 当たり四半期純損失 金額() (円)	19.54	17.63	7.94	5.69

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年4月30日)	当事業年度 (2023年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,628,930	7,974,330
売掛金及び契約資産	1 1,937,560	1 1,811,042
前払費用	498,091	483,014
立替金	1 57,143	1 51,554
未収入金	1 351,266	1 1,602,285
未収還付消費税等	90,090	-
未収還付法人税等	98,252	9
暗号資産	-	26,662
その他	1 53,715	1 372,913
貸倒引当金	28,738	32,069
流動資産合計	7,686,312	12,289,741
固定資産		
有形固定資産		
建物	92,028	61,469
工具、器具及び備品	21,374	33,651
有形固定資産合計	113,402	95,121
無形固定資産		
ソフトウェア	218,982	73,645
ソフトウェア仮勘定	2,554,081	4,291,409
その他	700	600
無形固定資産合計	2,773,764	4,365,654
投資その他の資産		
敷金及び保証金	265,697	174,192
投資有価証券	35,904	220,000
関係会社株式	5,789,038	5,613,050
その他の関係会社有価証券	10,000	4,156
関係会社長期貸付金	1,208,604	2,376,284
繰延税金資産	257,060	335,734
その他	239,744	371,409
投資その他の資産合計	7,806,049	9,094,827
固定資産合計	10,693,216	13,555,603
資産合計	18,379,528	25,845,344

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年4月30日)	当事業年度 (2023年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 828,195	1 551,020
1年内償還予定の社債	-	160,000
1年内返済予定の長期借入金	3,049,208	2,126,817
未払金	1 1,049,086	1 897,901
未払費用	1 99,951	1 116,329
未払法人税等	20,699	95,874
未払消費税等	-	390,361
預り金	76,108	80,858
賞与引当金	80,228	37,596
資産除去債務	28,170	-
その他	391,592	516,880
流動負債合計	5,623,240	4,973,639
固定負債		
社債	-	260,000
長期借入金	2,368,124	2,394,726
関係会社長期借入金	3,844,382	3,501,439
資産除去債務	64,763	62,324
固定負債合計	6,277,269	6,218,490
負債合計	11,900,510	11,192,129
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,417,653	13,080,578
資本剰余金		
資本準備金	468,759	4,131,684
その他資本剰余金	3,675,803	1,617,403
資本剰余金合計	4,144,562	5,749,087
利益剰余金		
その他利益剰余金		
利益準備金	30,220	30,220
繰越利益剰余金	5,440,156	4,577,943
利益剰余金合計	5,409,935	4,547,722
自己株式	2,058,370	-
株主資本合計	6,093,910	14,281,943
新株予約権	385,108	371,271
純資産合計	6,479,018	14,653,215
負債純資産合計	18,379,528	25,845,344

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 5月 1日 至 2022年 4月 30日)	当事業年度 (自 2022年 5月 1日 至 2023年 4月 30日)
売上高	18,764,263	15,899,705
売上原価	2 17,485,811	2 12,729,066
売上総利益	1,278,451	3,170,639
販売費及び一般管理費	1, 2 4,116,018	1, 2 2,998,739
営業利益又は営業損失 ()	2,837,566	171,899
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2 33,721	2 911,989
経営指導料	2 9,600	2 23,800
暗号資産評価益	-	2,044
保険配当金	10,000	-
その他	1,506	9,488
営業外収益合計	54,827	947,323
営業外費用		
支払利息	2 70,376	2 100,876
株式交付費	-	59,933
為替差損	266,375	98,570
その他	16,658	48,834
営業外費用合計	353,409	308,216
経常利益又は経常損失 ()	3,136,148	811,006
特別利益		
投資有価証券売却益	-	4,096
債務免除益	-	38,303
新株予約権戻入益	-	2,072
特別利益合計	-	44,472
特別損失		
減損損失	1,906,692	-
関係会社清算損	-	21,552
関係会社株式評価損	-	173,903
役員退職慰労金	150,000	-
特別損失合計	2,056,692	195,456
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()	5,192,841	660,022
法人税、住民税及び事業税	51,122	123,516
法人税等調整額	241,347	78,673
法人税等合計	190,225	202,190
当期純利益又は当期純損失 ()	5,383,066	862,212

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)		当事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	(注) 1	2,241,960	11.7	1,946,474	13.4
経費		16,869,021	88.3	12,587,206	86.6
当期総費用		19,110,982	100.0	14,533,680	100.0
他勘定振替高	(注) 2	1,625,171		1,804,614	
当期売上原価		17,485,811		12,729,066	

(注) 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)	当事業年度(千円) (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)
支払手数料	5,574,630	5,099,382
外注費	7,999,990	5,490,727
通信費	1,883,847	1,347,752

(注) 2. 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)	当事業年度(千円) (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)
ソフトウェア仮勘定	1,625,171	1,804,614

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	9,399,470	450,575	3,675,803	4,126,378	15,094
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,399,470	450,575	3,675,803	4,126,378	15,094
当期変動額					
新株の発行	18,183	18,183		18,183	
剰余金の配当					15,125
当期純損失()					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	18,183	18,183	-	18,183	15,125
当期末残高	9,417,653	468,759	3,675,803	4,144,562	30,220

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	239,347	254,441	1,058,438	12,721,852	316,551	13,038,403
会計方針の変更による累積的影響額	130,051	130,051		130,051		130,051
会計方針の変更を反映した当期首残高	109,296	124,390	1,058,438	12,591,801	316,551	12,908,352
当期変動額						
新株の発行				36,367		36,367
剰余金の配当	166,385	151,259		151,259		151,259
当期純損失()	5,383,066	5,383,066		5,383,066		5,383,066
自己株式の取得			999,932	999,932		999,932
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-	68,557	68,557
当期変動額合計	5,549,452	5,534,326	999,932	6,497,891	68,557	6,429,334
当期末残高	5,440,156	5,409,935	2,058,370	6,093,910	385,108	6,479,018

当事業年度(自 2022年 5月 1日 至 2023年 4月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	9,417,653	468,759	3,675,803	4,144,562	30,220
当期変動額					
新株の発行	3,662,925	3,662,925		3,662,925	
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の消却			2,058,399	2,058,399	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	3,662,925	3,662,925	2,058,399	1,604,525	-
当期末残高	13,080,578	4,131,684	1,617,403	5,749,087	30,220

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	5,440,156	5,409,935	2,058,370	6,093,910	385,108	6,479,018
当期変動額						
新株の発行				7,325,850		7,325,850
当期純利益	862,212	862,212		862,212		862,212
自己株式の取得			29	29		29
自己株式の消却			2,058,399	-		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				-	13,836	13,836
当期変動額合計	862,212	862,212	2,058,370	8,188,033	13,836	8,174,197
当期末残高	4,577,943	4,547,722	-	14,281,943	371,271	14,653,215

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

2 暗号資産の評価基準及び評価方法

(1) 活発な市場が存在するもの

期末日の市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額としております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主に定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

6 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ユーザーに対するアイテム課金に係る収益

当社は、スマートフォン・タブレット端末等向けのモバイルオンラインゲームを配信しております。多くの場合、ユーザーに対し、ゲームは無料で提供し、ゲーム内で使用するアイテム等を有料で提供しております。当該サービスにおいては、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、顧客によるアイテム交換後の利用期間を見積り、当該見積り利用期間にわたって収益を認識しております。

ゲームの共同開発・運営企業に対する役務提供に係る収益

当社では、スマートフォン・タブレット端末等向けのモバイルオンラインゲームを他社と共同で開発・運営しております。当該サービスにおいては、顧客である協業企業に対し、当社が開発・運営業務等の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。当社が顧客から受取る対価は、ユーザーからの課金額に応じて算定され、当社から顧客への請求額として確定した時点で収益を認識しております。

7 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8 その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。)に従っております。

(重要な会計上の見積り)

ソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定の減損

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
減損損失	1,906,692	-
ソフトウェア	218,982	73,645
ソフトウェア仮勘定	2,554,081	4,291,409

2. 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

算出方法

当社の当事業年度の貸借対照表に計上されているソフトウェア及びソフトウェア仮勘定は、主に自社開発ゲームに係る開発費を資産計上したものであります。資産のグルーピングは、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位で行っており、主にゲームタイトルを資金生成単位としております。

減損の兆候を識別した場合には、取締役会及び常勤役員会で承認された事業計画を基礎に算定された割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定されたものについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、月間アクティブユーザー数であります。この仮定は、過去の経験、業界動向、ユーザー数増加施策の期待効果等を反映しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

当社は、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)における暗号資産を保有しております。なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

1. 暗号資産の貸借対照表計上額

	前事業年度 (2022年4月30日)	当事業年度 (2023年4月30日)
保有する暗号資産	- 千円	26,662千円
合計	- 千円	26,662千円

2. 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

(1) 活発な市場が存在する暗号資産

種類	前事業年度 (2022年4月30日)			当事業年度 (2023年4月30日)		
	保有数	単位	貸借対照表計上額	保有数	単位	貸借対照表計上額
FNCT	-	FNCT	- 千円	60,470,767	FNCT	17,778千円
ETH	-	ETH	- "	35	ETH	8,834 "
その他	-	-	- "	-	-	49 "
合計	-	-	- 千円	-	-	26,662千円

(2) 活発な市場が存在しない暗号資産

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2022年4月30日)	当事業年度 (2023年4月30日)
関係会社に対する短期金銭債権	214,197千円	679,284千円
関係会社に対する短期金銭債務	835,090 "	490,237 "

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度32%、当事業年度28%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度68%、当事業年度72%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)	当事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)
広告宣伝費	1,312,955千円	831,297千円
関係会社委託費	1,304,106 "	891,052 "
給料手当	363,721 "	304,882 "
減価償却費	4,195 "	7,147 "
貸倒引当金繰入額	28,738 "	3,331 "
賞与引当金繰入額	12,560 "	4,730 "

2 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

	前事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)	当事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)
営業取引	5,708,595千円	4,082,256千円
営業取引以外の取引高	54,608 "	1,024,854 "

(有価証券関係)

前事業年度(2022年4月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は5,789,038千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度(2023年4月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は5,613,050千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年4月30日)	当事業年度 (2023年4月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	325千円	26,837千円
未払事業所税	2,284 "	2,275 "
賞与引当金	24,569 "	11,513 "
未払金	132,164 "	180,778 "
棚卸資産	8,876 "	9,372 "
減価償却超過額	2,100,404 "	1,705,850 "
資産除去債務	28,460 "	17,555 "
株式報酬費用	117,846 "	113,609 "
投資有価証券評価損	201,125 "	201,125 "
関係会社株式評価損	217,007 "	217,007 "
税務上の繰越欠損金	1,012,887 "	1,254,059 "
その他	24,908 "	45,879 "
繰延税金資産小計	3,870,661千円	3,785,863千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,012,887千円	1,254,059千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,589,828 "	2,178,505 "
評価性引当額小計	3,602,715千円	3,432,565千円
繰延税金資産合計	267,946千円	353,298千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	10,739千円	17,555千円
その他	146 "	8 "
繰延税金負債合計	10,885千円	17,563千円
繰延税金資産の純額	257,060千円	335,734千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	- %	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	- %	2.79%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	- %	39.58%
住民税均等割	- %	1.25%
評価性引当額の増減	-	25.78%
その他	- %	0.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	- %	30.63%

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針) 6 収益及び

費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(資本準備金の減少)

当社は、2023年6月9日開催の取締役会において、2023年7月26日開催の第16回定時株主総会に資本準備金の額の減少について付議することを決議いたしました。

(1)資本準備金の額の減少の目的

今回の資本準備金の額の減少は、財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的な資本政策を可能とすることを目的とし、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

(2)資本準備金の額の減少の要領

減少する資本準備金の額

2023年4月30日現在の資本準備金の額4,131,684千円のうち4,131,684千円を減少して、-千円といたします。

資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3)資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	2023年6月9日
債権者異議申述最終日	2023年7月19日
株主総会決議日	2023年7月26日
効力発生日	2023年7月26日

(4)その他重要な事項

本件は、「純資産の部」における科目間の振替処分であり、当社の純資産額には変動はなく、また、発行済株式総数の変更または払戻し、業績に与える影響はございません。

(会社分割)

当社は、ブロックチェーン等事業を新たな収益の基軸とすべく、積極的な事業展開を図っており、当該事業の収益力の拡大を図るにあたっては、コンテンツ開発やノード運営もさることながら、提携先との更なる事業連携等も機動的に推進していく必要があります。こうした状況下において、ファンド投資を除くブロックチェーン等事業全般を管掌する新会社として株式会社gC Labsを2023年3月15日に設立いたしました。

今般、新設会社の設立が完了したため、当社が有するgC Games Pte. Ltd.を海外における事業推進拠点として位置付け、gC Games Singapore Pte. Ltd.に商号変更のうえ吸収分割の手法を用いて同社株式を新設会社に承継させること(以下、「第一会社分割」)、株式会社gumi X Realityが有する株式会社gumi X studioを日本における事業推進拠点として位置付け、株式会社gC Gamesに商号変更のうえ吸収分割の手法を用いて同社株式を新設会社に承継させること(以下、「第二会社分割」)を2023年5月1日に行いました。これにより、経営責任の明確化、経営判断の迅速化を実現することで、当社グループの更なる企業価値の向上を目指してまいります。

第一会社分割

1. 取引の概要

(1)対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業名称 株式管理事業

事業内容 ブロックチェーン等事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動等の支配、管理並びにそれに附帯関連する一切の事業等

(2)企業結合日 2023年5月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、株式会社gC Labsを承継会社とする簡易吸収分割です。

(4)結合後企業の名称 株式会社gC Labs

(5)その他取引の概要に関する事項

株式会社gC Labsは、当社が株式管理事業に関して有するgC Games Singapore Pte. Ltd. (旧gC Games Pte. Ltd.) の株式すべての権利を承継いたします

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理をいたします。

第二会社分割

1. 取引の概要

(1)対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業名称 株式管理事業

事業内容 ブロックチェーン等事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動等の支配、管理並びにそれに附帯関連する一切の事業等

(2)企業結合日 2023年5月1日

(3)企業結合の法的形式 株式会社gumi X Realityを分割会社とし、株式会社gC Labsを承継会社とする吸収分割です。

(4)結合後企業の名称 株式会社gC Labs

(5)その他取引の概要に関する事項

株式会社gC Labsは、株式会社gumi X Realityが株式管理事業に関して有する株式会社gC Games (旧株式会社gumi X studio) の株式すべての権利を承継いたします。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理をいたします。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却 累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	建物	231,025	-	62,813	168,211	106,742	30,558	61,469
	工具、器具及び 備品	164,882	29,790	-	194,672	161,021	17,512	33,651
	計	395,908	29,790	62,813	362,884	267,763	48,071	95,121
無形 固定 資産	ソフトウェア	2,128,029	3,492	-	2,131,521	2,057,876	148,829	73,645
	ソフトウェア 仮勘定	2,554,081	1,737,327	-	4,291,409	-	-	4,291,409
	その他	1,000	-	-	1,000	400	100	600
	計	4,683,111	1,740,819	-	6,423,930	2,058,276	148,929	4,365,654

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち、主なものは以下のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定 ソフトウェア開発に伴う増加 1,737,327千円

3. 当期減少額のうち、主なものは以下のとおりであります。

建物 本社ビル一部返却による減少 59,872千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	28,738	32,069	28,738	32,069
賞与引当金	80,228	37,596	80,228	37,596

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	7月中
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日 4月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。 https://gu3.co.jp/ir/announce/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ・株主が有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第15期(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)2022年7月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年7月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第16期第1四半期(自 2022年5月1日 至 2022年7月31日)2022年9月9日関東財務局長に提出

第16期第2四半期(自 2022年8月1日 至 2022年10月31日)2022年12月9日関東財務局長に提出

第16期第3四半期(自 2022年11月1日 至 2023年1月31日)2023年3月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2022年7月27日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

2022年9月9日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書であります。

2022年12月9日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書であります。

2023年1月11日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(提出会社の主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

2023年3月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書であります。

2023年3月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

2022年12月22日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年7月26日

株式会社gumi
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 直 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 計 士

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社gumiの2022年5月1日から2023年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社gumi及び連結子会社の2023年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

自社開発ゲームに係るソフトウェア仮勘定の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されているソフトウェア仮勘定4,284,682千円は、主に自社開発ゲームに係る開発費を資産計上したものであり、連結総資産の16.1%を占めている。</p> <p>会社は各報告期間の末日において、ソフトウェア仮勘定について、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い減損の兆候の有無を検討している。減損の兆候を識別した場合には、取締役会及び常勤役員会で承認された事業計画を基礎に算定された割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定されたものについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識している。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定している。将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、事業計画の基礎となる売上高の構成要素である月間アクティブユーザー数を主要な仮定としている。</p> <p>ソフトウェア仮勘定の残高について金額的な重要性があること、及び月間アクティブユーザー数の見積りは不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、自社開発ゲームに係るソフトウェア仮勘定の減損を検討するに当たり、減損の兆候を識別したゲームタイトルについて、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フローの見積期間について、ソフトウェア仮勘定に計上されている自社開発ゲームの経済的残存使用年数と比較した。 ・将来キャッシュ・フローについて、取締役会及び常勤役員会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 ・経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、リリース済みの主要なゲームタイトルについて、過年度における事業計画とその後の実績との比較を実施した。 ・事業計画の主要な仮定である月間アクティブユーザー数の適切性を評価するため、主として以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・経営者及び事業計画立案担当者へ質問を行い、事業環境や事業戦略との整合性を検討した。 ・類似タイトルの過去実績との比較分析を実施した。 ・事業計画策定の基礎資料を閲覧し、月間アクティブユーザー数の見積りが事業計画に適切に反映されているかを検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社gumiの2023年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社gumiが2023年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2023年7月26日

株式会社gumi
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 直 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 計 士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社gumiの2022年5月1日から2023年4月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社gumiの2023年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

自社開発ゲームに係るソフトウェア仮勘定の減損

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(自社開発ゲームに係るソフトウェア仮勘定の減損)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。